

入 札 説 明 書 類

件名：大阪本所中央監視システム更新工事

令和8年7月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和8年7月30日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和8年8月10日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和8年8月12日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和8年8月12日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和8年8月13日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「大阪本所中央監視システム更新工事」に係わる入札公告（令和８年７月２１日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（１７規程第７号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（１７要領第８号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 大阪本所中央監視システム更新工事
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和９年３月３１日
- (4) 工事場所 大阪府茨木市彩都あさぎ７－６－８
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付 ただし、利付き国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共事業履行保証証券を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和７・８年度厚生労働省競争参加資格の建設工事のうち「電気」または「電気通信」においてＡ～Ｃのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該業務を確実に実施出来ると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第３条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成２１年１２月２５日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
 - (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
 - (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和8年7月30日(木) 17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管財係 keiyaku@nibn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和8年8月10日(月) 17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※) とは下記の書類である。

- ①厚生労働省令和7・8年度競争参加資格の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

(3) 入札書

提出期限は令和8年8月12日(水) 17時00分 (郵送の場合も同様)

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和8年8月12日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和8年8月13日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課管財係
電話：０７２－６４１－９８２４

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年８月１３日開札 大阪本所中央監視システム更新工事 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和８年８月１３日開札 大阪本所中央監視システム更新工事 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記５の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和８年８月１３日（木）１１時００分
大阪府茨木市彩都あさぎ７－６－８
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
第二会議室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

大阪本所中央監視システム更新工事 仕様書

1. 目的

本工事は、平成16年の竣工から現在まで稼働している医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「大阪本所」という。）の中央監視システムを構成する装置のうちセンター装置部分を更新するものである。経年劣化した機器の更新により、システムへの信頼性を回復するとともに、運転監視業務の効率化を図ることで、大阪本所の安定的かつ継続的な施設運用を確保することを目的とする。

2. 工事場所

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8）

3. 一般事項

（1）請負者の負担の範囲

- ・業務の実施に必要な施設の電気・ガス・水道等の使用に係る費用は発注者の負担とする。
- ・施工に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ・業務に必要な消耗部品、材料、油脂等で業務中に消費されるものは、受注者の負担とする。
- ・安全管理に必要な仮囲い、バリケード、照明等が必要な場合は受注者の負担とする。
- ・廃棄物の処理は受注者の負担とする。

（2）業務計画書の作成

- ・作業計画（実施日時、作業内容、作業手順等を具体的に定めたもの）等を総合的にまとめた業務計画書を作成し、作業開始前に発注者の承諾を得ること。

（3）業務報告書の作成

- ・下記の項目を基に書式及び内容を発注者と協議し、業務報告書を作成すること。

- 1) 実施日
- 2) 業務内容
- 3) 業務結果（業務実施前・中・後の写真）

（4）関係法令等の遵守

- ・業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

4. 工事の内容

別紙のとおり改修を行う。

5. 作業期間の注意事項

- （1）作業は、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日を除く平日（以下「平日」

という。)の午前8時30分から午後5時の間に行うこと。やむを得ぬ理由で平日以外の作業が発生する場合には、事前に発注者と調整すること。

- (2) 作業に際し施設へ入出するときは、必ず発注者に通知すること。
- (3) 発注者の許可なく、指定区域外へ立ち入ってはならない。指定区域外に立ち入る必要性が生じた場合は、必ず発注者の許可を得ること。
- (4) 作業を実施する場合は、発注者からの注意を厳守し、発注者の指示のもと、これを実施すること。
- (5) 作業中に疑義及びトラブルが生じた場合は速やかに発注者に連絡し指示を得ること。
- (6) 必要な場合は作業中に発注者が保持する物品、設備及び施設に損害を与えぬよう養生などを施すこと。
- (7) 請負者の過失により、発注者が保持する物品、設備及び施設に損害を与えた場合は、請負者がこれを補償するとともに復旧を行うこと。
- (8) 作業時に発生した廃材及び作業場所の汚れなどは請負者が適切に処分及び清掃等を行うこと。
- (9) 作業終了後は発注者にその旨を連絡し、検査を受けること。

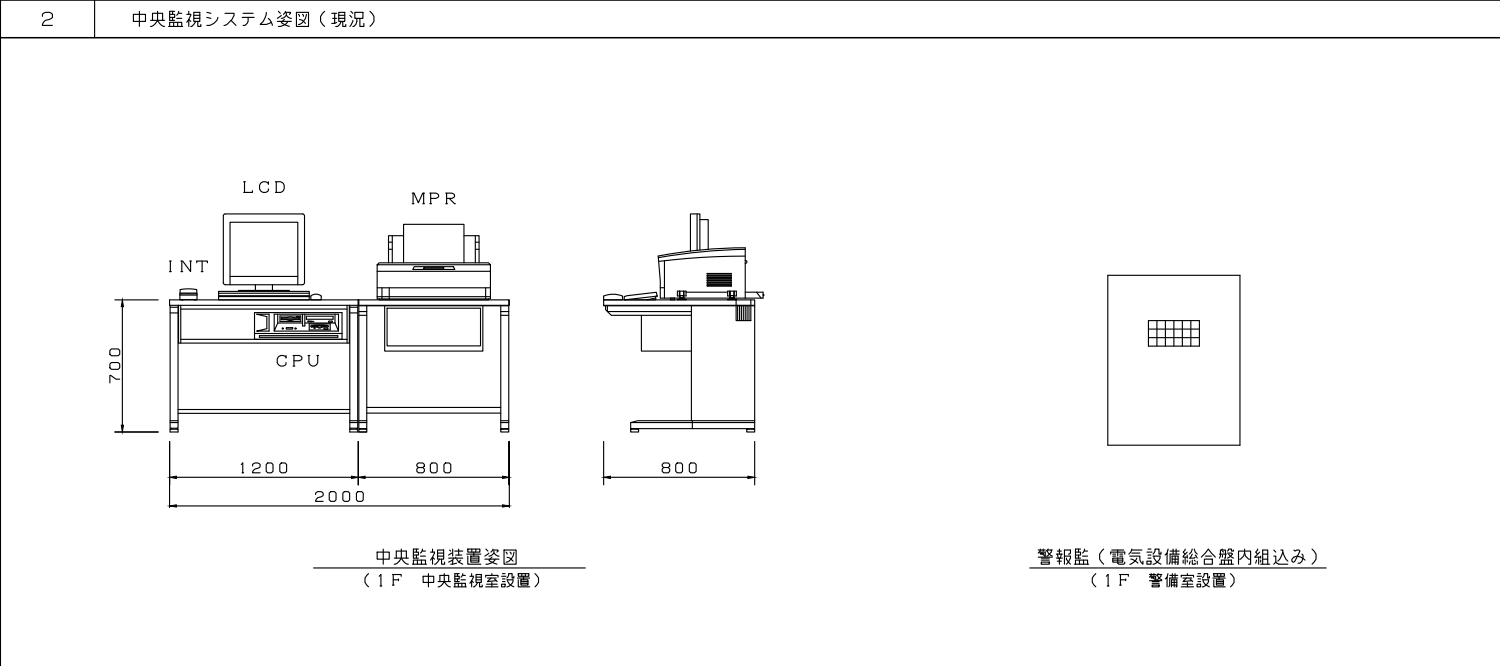
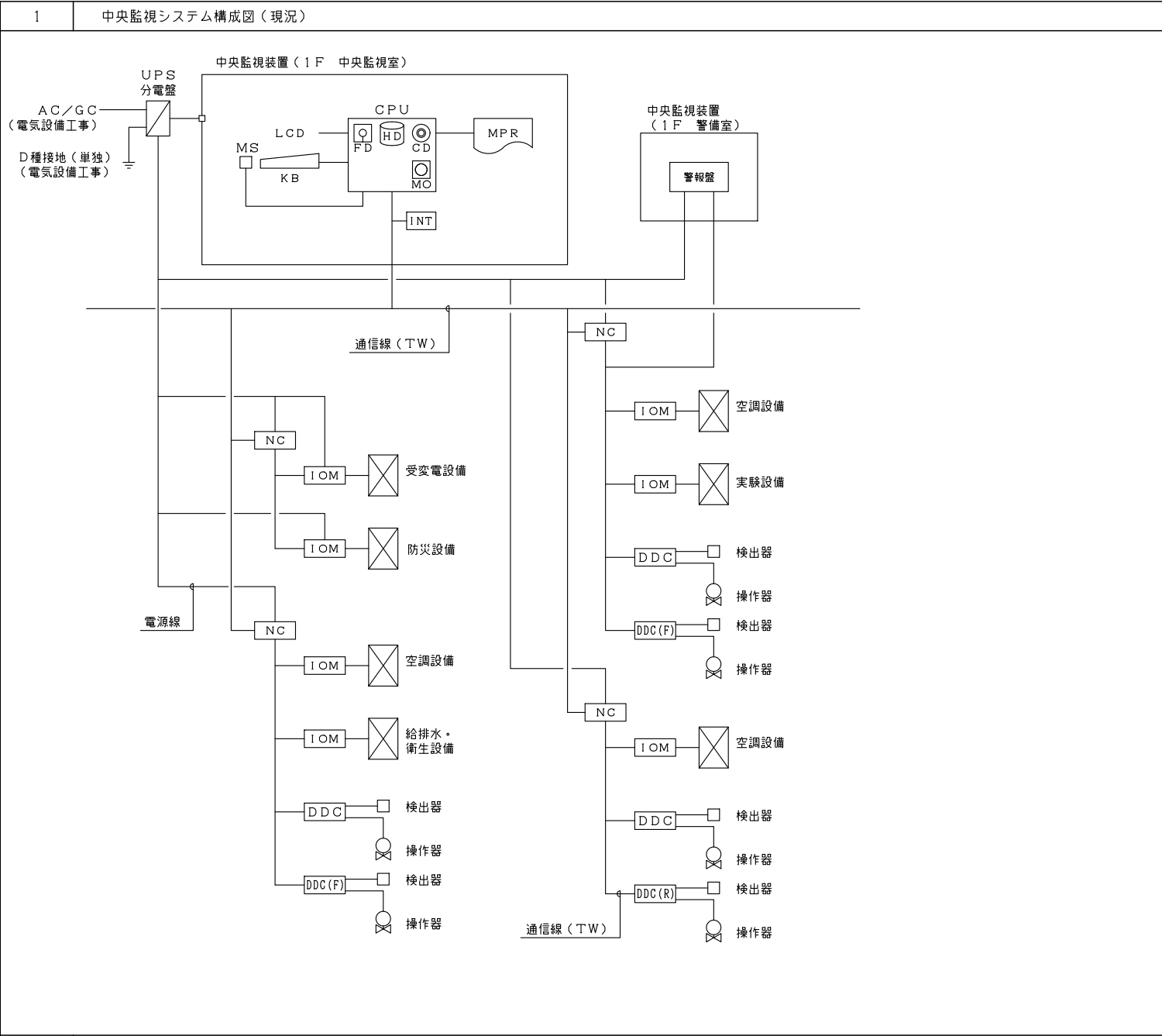
6. その他

- (1) 本工事にかかる一切の費用を含むこと。また、工事に伴う養生等についても一切の費用を発生させることなく請負者の負担でこれを行うこと。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項、又は疑義が生じた場合には、発注者と別途協議すること。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うこと。
- (3) 安全確保及び事故防止のため必要な措置を講じること。事故が発生した場合、その損害の補償については請負者が責任を負うこと。

7. 履行期限

期日：令和9年3月31日（水）

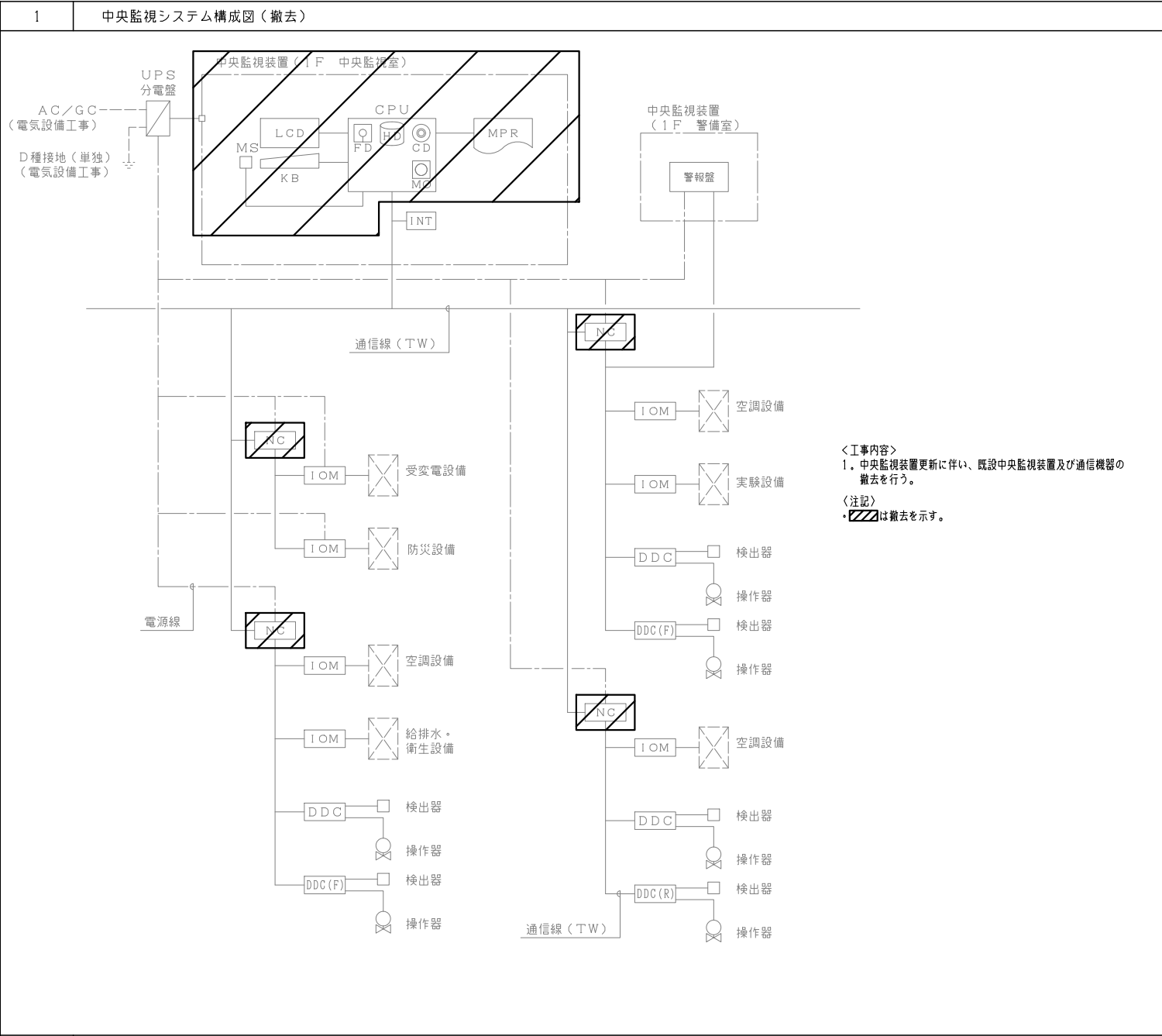
上記期限までに、業務報告書を提出すること。



3

中央監視システムハード仕様概要（現況）

記号	名称	機能概要	ハード仕様概要	備考
中央監視装置	CPU	中央処理装置 システム全体の管理、処理を行う。	主処理装置 主記憶容量 補助記憶装置 マイクロプロセッサ 512MB 固定ディスク（HD）40GB×2 フロッピーディスク（FD）3、5インチ CD-ROM（CD）48倍速	
	LCD	液晶カラーディスプレイ システムのオペレーションガイドとして、各種一覧、システムグラフィックの表示を行う。 また、マルチウィンドウ表示による複数のグラフ、データの同時表示機能により、監視、操作が容易に行える。	サイズ 表示色 文字種類 表示文字数 表示ドット数 グラフィック枚数 18、1型 1677万色 ひらがな、カタカナ、漢字、英字、数字 12000字（キャラクター） 1280×1024ドット 120枚	
	KB /MS	キーボード マウス 各種操作、パラメータの設定を行う。	キー形式 マウス フルキーボード 機械式	
	MO	光磁気ディスクドライブ 日報、月報、年報等のデータを手動でMOに保存できる。	メディア インターフェイス 640MB SCSI-2	
	MPR	メッセージプリンタ 警報時、状態変化時、操作時、その他の各種印字要求時にメッセージ形式で印字する。	印字方式 印字速度 印字用紙 印字色 ノンインパクトシリアルカラーバブルジェット方式 最大694CPS A4/A3/15インチ 3色（赤、青、黒）、画面印字時1670万色以上	
	INT	インターホン（親機） 中央監視装置と各CP盤間の相互通話を行う。	通話方式 ブッシュイントーク方式	
	NC	ネットワークコントローラ ユニットごとにシステムのデータベース、各種制御機能を有し、これらの管理、処理を行うと同時に、中央監視装置とRS間および各NC間のコミュニケーションを行う。	主処理装置 記憶容量 マイクロプロセッサ 10MB	
	IOM	入出力モジュール 管理ポイントの入力又は出力を行う。	入出力仕様 信号入出力条件図参照	
	DDC	デジタルコントローラ 空調機の温湿度制御や、熱源装置の制御を行う。	機能 自動制御計装図参照	
	DDC(F)	ファンコイルコントローラ ファンコイルの温度制御を行う。	機能 自動制御計装図参照	
	DDC(R)	レヒータコントローラ レヒータの温度制御を行う。	機能 自動制御計装図参照	
	CP	自動制御盤 NC・DDCを収納し、中央監視（管理ポイント）および自動制御関連の入出力を行う。	管理ポイント その他 中央監視点一覧表参照 自動制御機器内蔵 インターホン子機内蔵	
	UPS 分電盤	無停電電源装置 停電時にもシステムの必要部分が機能するように、電源供給を行う。	入力電源 出力電源 出力容量 停電補償時間 1φ100V 1φ100V 5KVA 10分間	



2

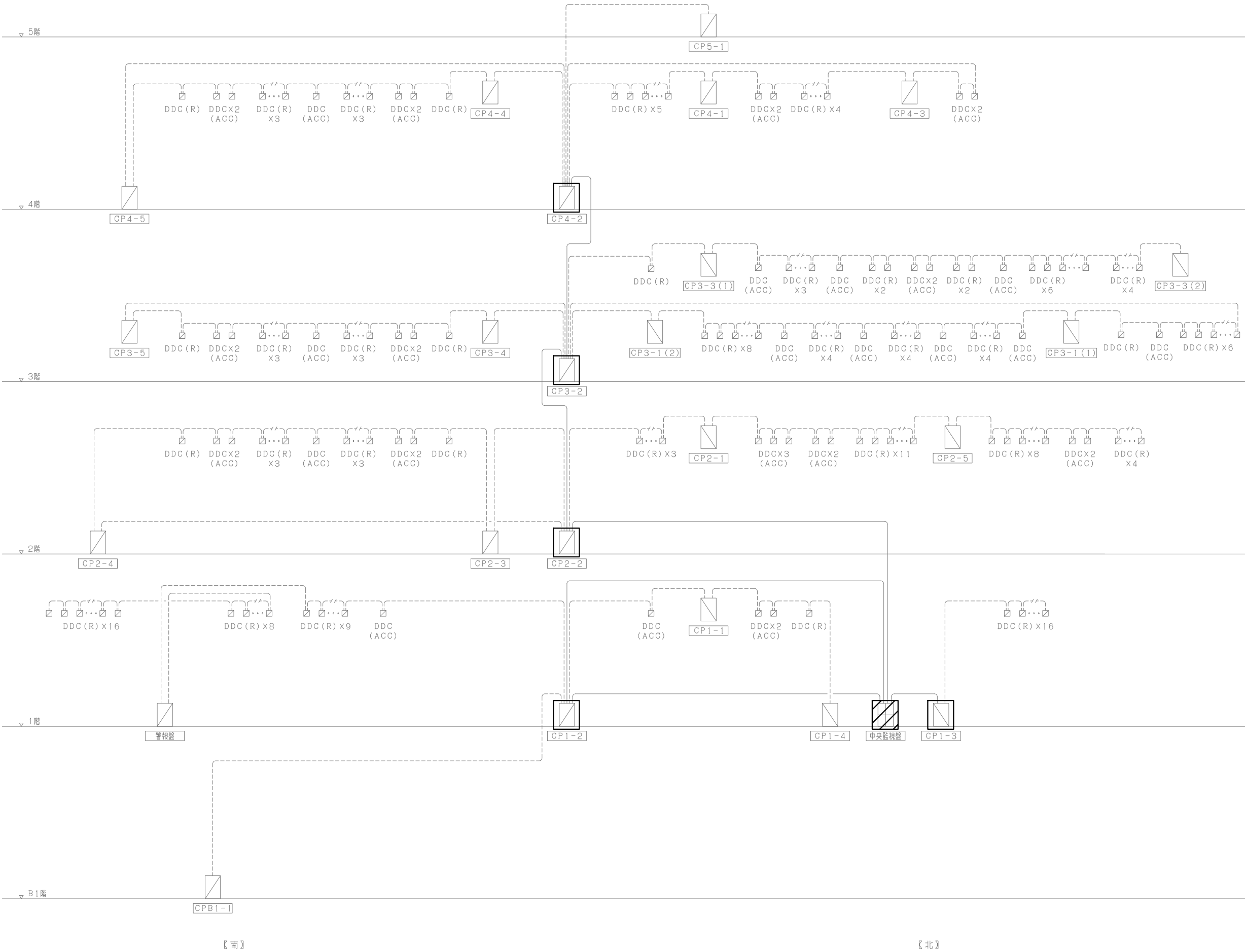
中央監視システム姿図（撤去）

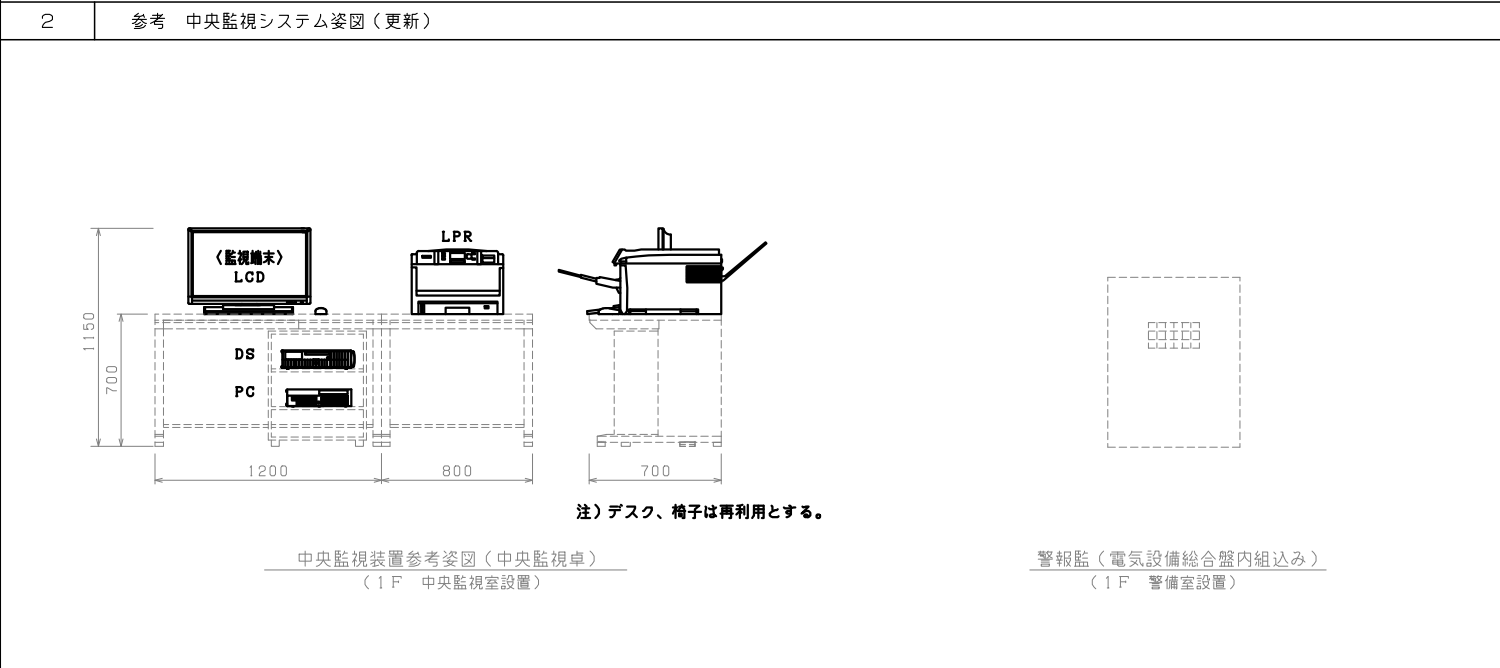
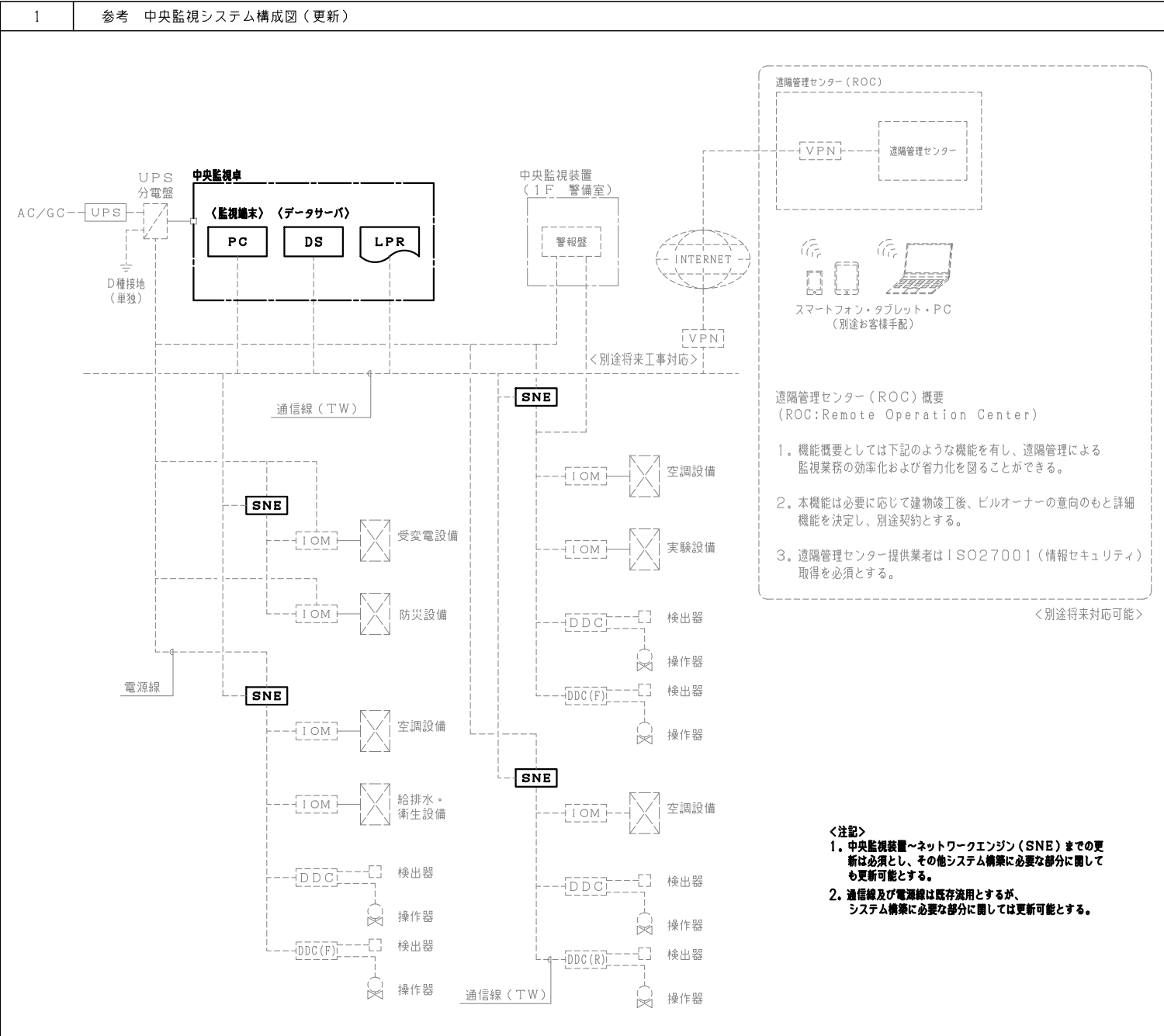
3

中央監視システムハード仕様概要（撤去）

記号	名称	機能概要	ハード仕様概要	備考
CPU	中央処理装置	システム全体の管理、処理を行う。	主処理装置 主記憶容量 補助記憶装置	マイクロプロセッサ 512MB 固定ディスク（HDD）40GB×2 フロッピーディスク（FD）3、5インチ CD-ROM（CD）48倍速
LCD	液晶カラーディスプレイ	システムのオペレーションガイドとして、各種一覧、システムグラフィックの表示を行う。 また、マルチウィンドウ表示による複数のグラフ、データの同時表示機能により、監視、操作が容易に行える。	サイズ 表示色 文字種類 表示文字数 表示ドット数 グラフィック枚数	18.1型 1677万色 ひらがな、カタカナ、漢字、英字、数字 12000字（5キャラクター） 1280×1024ドット 120枚
KB / MS	キーボード マウス	各種操作、パラメータの設定を行う。	キー形式 マウス	フルキーボード 機械式
MO	光磁気ディスクドライブ	日報、月報、年報等のデータを手動でMOに保存できる。	メディア インターフェイス	640MB SCSI-2
MPR	メモセージプリンタ	警報時、状態変化時、操作時、その他の各種印字要求時にメッセージ形式で印字する。	印字方式 印字速度 印字用紙 印字色	ノンインパクトシリアルカラーバブルジェット方式 最大694CPS A4/A3/15インチ 3色（赤、青、黒）、画面印字時1670万色以上
INT	インターホン（親機）	中央監視装置と各CP盤間の相互通話を行う。	通話方式	プッシュイントーク方式
NC	ネットワークコントローラ	ユニットごとにシステムのデータベース、各種制御機能を有し、これらの管理、処理を行うと同時に、中央監視装置とRS間および各NC間のコミュニケーションを行う。	主処理装置 記憶容量	マイクロプロセッサ 10MB
IOM	入出力モジュール	管理ポイントの入力又は出力を行う。	入出力仕様	信号入出力条件図参照
DDC	デジタルコントローラ	空調機の温湿度制御や、熱源装置の制御を行う。	機能	自動制御計装図参照
DDC(F)	ファンコイルコントローラ	ファンコイルの温度制御を行う。	機能	自動制御計装図参照
DDC(R)	レヒータコントローラ	レヒータの温度制御を行う。	機能	自動制御計装図参照
CP	自動制御盤	NC・DDCを収納し、中央監視（管理ポイント）および自動制御関連の入出力を行う。	管理ポイント その他	中央監視点一覧表参照 自動制御機器内蔵 インターホン子機内蔵
UPS 分電盤	無停電電源装置	停電時にもシステムの必要部分が機能するように、電源供給を行う。	入力電源 出力電源 出力容量 停電補償時間	1 φ 100V 1 φ 100V 5 KVA 10 分間

幹線系統図（撤去）





参考 中央監視システムハード仕様概要（更新）						
記 号	名 称	機 能 概 要	ハ ー ド 仕 様 概 要		備 考	
中 央 監 視 装 置	PC	監視端末 （汎用パソコン）	汎用ブラウザにより、システムの監視、操作を行う。	形式 主処理装置 主記憶容量 補助記憶装置 光学ドライブ OS	デスクトップ型 マイクロプロセッサ 1GB以上 ハードドライブ 160GB以上 DVDスーパーマルチドライブ Windows	
		液晶カラー ディスプレイ （LCD）	監視端末、アプリケーションデータサーバのモニター として、各種グラフィック画面、各種リスト画面を表 示する。	サイズ 表示色 解像度	27型 約1677万色 1920×1080ドット	
		キーボード（KB） マウス（MS）	各種操作、パラメータの設定を行う。	キー形式 マウス	フルキーボード 光学式	
	DS	アプリケーション データサーバ	システム全体の管理、処理を行う。 ネットワークに接続されるSNE（Webサーバ）を 統括するサイトディレクターとして機能する。 システムで管理する各種時系列データ等をデータベ ース化して保存する。	形式 主処理装置 主記憶容量 補助記憶装置 光学ドライブ 管理点数 グラフィック枚数 OS	デスクトップ型 マイクロプロセッサ 2GB以上 ハードディスクドライブ 100GB以上×2（RAID1） DVD-ROM 中央監視点一覧表参照 98枚（参考） Windows	グラフィック枚数は 参考値とする。 （実施時に協議の上 決定） LCDは切換器に よりPCと共用と する。
	SNE	ネットワーク エンジン （Webサーバ）	ユニット毎にシステムのデータベース、各種制御機能 を有し、これらの管理、処理を行うと同時にWeb サーバとして機能する。	主処理装置 主記憶容量 物理層／通信方式 通信プロトコル	マイクロプロセッサ フラッシュメモリ 16GB以上 SDRAM 2GB以上 Ethernet HTTPS、BACnet／IP、SNTP、 SMTP、SNMP	ネットワークエン ジン数量は参考値 とする。 （実施時に協議議 の上決定）
	SW- HUB	スイッチングハブ	Ethernetスイッチ	通信速度 デバイス接続IF	10Mbps／100Mbps 10BASE-T、100BASE-TX	
	UPS	無停電電源装置	停電時にもシステムの必要部分が機能するように、 電源供給を行う。	入力電源 出力電源 出力容量 停電補償時間	1φ 100V 1φ 100V 5KVA 10分間（寿命初期）	
	LPR （A3）	カラー レーザープリンタ	監視端末からの各種印刷を行う。	印字方式 印字速度 印字用紙 印字色	LEDアレイ＋乾式1成分電子写真方式 32枚／分 普通紙（A3～A6） 各色256階調、1670万色	
	INT	インターホン （親機）	中央監視装置と各CP盤間の相互通話を行う。	通話方式	プッシュイントーク方式	
IOM	入出力モジュール	管理ポイントの入力又は出力を行う。	入出力仕様	信号入出力条件図参照		
DDC	デジタル コントローラ	空調機の温湿度制御や、熱源装置の制御を行う。	機能	自動制御計装図参照		
DDC（F）	ファンコイル コントローラ	ファンコイルの温度制御を行う。	機能	自動制御計装図参照		
DDC（R）	レヒータ コントローラ	レヒータの温度制御を行う。	機能	自動制御計装図参照		
CP	自動制御盤	NAE・DDCを収納し、中央監視（管理ポイント） および自動制御関連の入出力を行う。	管理ポイント その他	中央監視点一覧表参照 自動制御機器内蔵 インターホン子機内蔵		
UPS 分電盤	無停電電源装置	停電時にもシステムの必要部分が機能するように、 電源供給を行う。	入力電源 出力電源 出力容量 停電補償時間	1φ 100V 1φ 100V 5KVA 10分間		

自動制御盤一覧表

盤 名 称	系 統 名	参 考 寸 法 （mm）			備 考
		W	H	D	
CP1-2	NC撤去、SNE新設（参考）	-	-	-	盤改造（参考）
CP1-3	NC撤去、SNE新設（参考）	-	-	-	盤改造（参考）
CP2-2	NC撤去、SNE新設（参考）	-	-	-	盤改造（参考）
CP3-2	NC撤去、SNE新設（参考）	-	-	-	盤改造（参考）
CP4-2	NC撤去、SNE新設（参考）	-	-	-	盤改造（参考）

中央監視システムの機能

〈機能概要〉

本システムは、分散設置された制御システム端末から収集された各種設備機器の運転状態、故障警報、各種計測計量などの管理ポイントをビル管理者が一元管理できるシステムとする。ユーザーインターフェイスにはWebブラウザを使用し、監視、操作ができるシステムとする。監視端末は、据え置きPCに加えて、ノートPC、タブレット端末やスマートフォン（Windows・Android・macOS・iOS）をサポートし、どのデバイスにおいても統一した操作感を提供する。各操作端末とサーバ間の通信においては、https（SSL/TLS）プロトコルを用い、通信内容を暗号化することでネットワークセキュリティを確保する。また、各種履歴、計測値、積算値等のデータの蓄積は汎用のデータベース管理システム（SQL等）にてデータベース化して管理し、蓄積データを利用するアプリケーション（BMS等）に容易に対応できるものとする。

1. ユーザー管理機能

- （1）パスワード設定
システムへのログインにはパスワード（ユーザー名/パスワード）の入力を必要とし、パスワードによりユーザーの操作を4レベルで制限することができる。
- （2）ユーザー認証データ暗号化
各デバイス間のユーザ認証は暗号化されたパスワードにより行われ、第3者からの不正アクセスを防止する。
- （3）アイテムのカテゴリ分け
アイテムをカテゴリ（最大162）に振り分け、ユーザー毎にカテゴリの操作権限を設定できる。
- （4）タイムシート
ユーザー毎に操作可能な時間帯を制限する事ができる。
- （5）パスワード期限
パスワードを無期限に有効にするか、1～90日間で有効にする事ができる。
- （6）パスワード固有性（セキュリティ強化）
パスワード変更する際、過去に使ったパスワードを1～12個の範囲で記憶し、過去に使ったパスワードを使用させないようにする。
- （7）停止セッション
オペレータがログアウトせずに操作を終了してから一定時間が経過するとログアウトする。ログアウト時間は、1～300分の範囲か、使われない設定も可能とする。
- （8）アカウントロックアウト
パスワード誤入力回数により、アカウントをロックすることができる。

2. 表示機能

- （1）ナビゲーションツリー表示
システム内の物理的な場所や系統をツリー状に表示する。ユーザー毎に表示するアイテムを運用管理区分（空調/電気等）でカスタマイズしたナビゲーションツリー表示を作成できる。メニューバーにはログインしているユーザー名が表示される。
- （2）グラフィック画面表示
管理ポイントの状態、計測値、制御設定値等はグラフィック画面にてシステム単位で一括表示する。グラフィック画面にはシステム系統図や平面図とともに管理ポイントデータが表示される。系統に関するグラフィック画面は、ナビゲーションツリー表示から直接選択して表示できる。
- （3）レイヤー表示機能
グラフィック画面の構成パーツをレイヤー分けし、表示/非表示を切り替えることができる。（例：平面グラフィックを部屋名称/間仕切り/ダクト図/注記 などのレイヤー表示ができる）
- （4）ダッシュボード表示
系統ダッシュボードは、選択された系統の設備や警報/メンテナンス一覧を表示する。
設備ダッシュボードは、選択された設備の警報履歴、ユーザ変更履歴、グラフィック、トレンド、設備関連情報を表示する。
ダッシュボード画面は順番や位置をカスタマイズすることができる。（全画面、1/4、1/2縦・横で好きな位置に割り当てが可能）
- （5）画面拡大および縮小表示
グラフィック画面の該当領域の拡大表示とグラフィックの縮小表示ができる。
- （6）未確認警報および警報点一覧表示
警報発生時の未確認警報一覧や過去から現在までに発生した警報点一覧の表示ができ、さらに設備連携情報を表示し、1クリックで関連設備の絞り込みができる。
また、警報点に対しコメント（対処法等のコメントを100文字以上）を書き込むことができる。

- （7）各種一覧表示
現在警報中やオフライン中、制御機能実行禁止中の管理ポイント、アイテムを一覧表示する。
- （8）操作記録（監査記録）一覧表示
ユーザー操作を監査記録として設備ごとに一覧表示する。
操作日、ポイントによる絞り込みや操作記録に対しコメント（操作理由等）を書き込むことができる。
- （9）検索グループ一覧表示
検索ボックスにより、系統、設備を名称検索することができる。
- （10）各種履歴一覧表示
警報履歴、操作履歴を履歴種別毎・ポイント種別毎・日時指定範囲に検索一覧表示できる。
- （11）管理点情報表示
管理ポイント、アイテムに関する詳細情報を表示する。
- （12）オブジェクト拡張検索機能
監視オブジェクトの条件付け検索（フィルタリング）ができる。
検索条件（フィルタ）
 - ・系統・設備
 - ・設備タイプ（空調機・VAV・一次側熱源など）
 - ・オブジェクトタイプ（Ai・Ao・トレンドなど）
 - ・オブジェクト名称（発停・給気温度など）
 - ・ワイルドカード設定可能検索結果には、ユーザーのオブジェクトや系統に対する権限が考慮される。
- （13）トレンド表示（ワンポイント）
ユーザーが選択した管理ポイント（1点）のトレンドデータをグラフ形式（マーカ付折れ線、棒）で表示する。
サンプル周期は予め設定されたものとする。（1分～1週間まで）
- （14）トレンド表示（マルチポイント）
ユーザーが選択した複数の管理ポイントのトレンドデータをグラフ形式（マーカ付折れ線、棒）表示する。
表示形式は、CSVまたはPDF形式で取得できる。
表示ポイント数は、表示形式で最大10点/画面、グラフ形式で最大10点/画面まで可能とする。
- （15）警報メッセージ表示
予め設定された警報メッセージを表示できる。
- （16）日付時刻表示
画面に現在の日付および時刻を常時表示する。
- （17）電力デマンド履歴表示
デマンド値の履歴データをトレンドグラフで表示できる。
電力使用量推移と目標電力や警報電力をトレンドグラフで表示できる。
予測電力量推移と最終デマンドをトレンドグラフで表示できる。
- （18）スペース&イクイップメント機能（関連管理点へのアクセス）
状態・異常などを関連する設備の情報と共に一覧表示できる。
例えば、室内温度の異常発生時、関連するVAV状態→AHU給気温度計測値→熱源機ポンプの状態 などの情報をスムーズに取得でき、原因追及のサポートとなる。

3. 監視機能

- （1）警報監視
警報発生時、警報音、警報パネルアイコンのインジゲータで警報を通知する。ポイント名称、日付、時刻、警報メッセージ等の詳細情報を警報管理画面に表示する。
また、同じ警報が集約して表示・管理され、関連する系統/設備を連携表示することができる。
- （2）状態監視
管理ポイントの状態、計測値、制御設定値等はグラフィック画面、各種一覧、管理ポイントを系統・設備ウィジェット内より選択して監視する。
- （3）アナログ上下限/偏差警報監視
計測ポイント毎に設定された上下限值/偏差値を越えた場合に警報として通知する。
- （4）積算値上限警報監視
積算ポイント毎に設定された上限値を越えた場合に警報として通知する。
- （5）発停エラー/反指令監視
オン/オフ操作出力後、一定時間後に対象ポイントの状態が命令と一致しない場合に警報として通知する。また、手動によるオン/オフ操作を行い、その状態が反指令の場合も警報として通知する。
- （6）稼働時間/動作回数/警報回数積算監視
動力機器等の稼働時間、オン/オフ動作回数、警報発生回数を積算し、設定した値を越えた場合に警報として通知する。
- （7）電力デマンド監視
使用電力量を常時監視し予測電力が目標電力を超過した場合に警報として通知する。
- （8）自己診断監視
システムの通信状態を常時監視し異常発生時に警報として通知する。

4. 操作機能

- （1）個別オン/オフ操作
ナビゲーションツリー、グラフィック画面、各種一覧からポイント単位でオン/オフ操作ができる。
ポイントによってオペレータ強制操作/解除が可能とする。
- （2）グループ発停操作
管理ポイントは、グループ毎にオン/オフ操作ができる。
- （3）設定操作
ナビゲーションツリー、グラフィック画面、各種一覧から温度、湿度、ダンパ開度等の設定ポイントに対し設定操作ができる。
- （4）ポイントロックおよびアンロック操作
管理ポイントに対して、警報メッセージ表示、警報監視、通信、制御機能等の実行禁止操作および解除操作ができる。
- （5）パラメータ設定変更操作
スケジュール制御、アナログ上下限監視等の機能に使用するパラメータの設定、および変更操作ができる。
- （6）各種一覧表示操作
未確認警報一覧、各種一覧の表示操作ができる。
- （7）検索グループ一括コマンド発行
オブジェクト拡張検索機能により一覧表示した全オブジェクトに対して、一括でコマンド発行を行うことができる。
- （8）カレンダー変更操作
年/月/日/曜日/時刻の変更操作ができる。
- （9）一括スケジュール設定
オン/オフポイントに対して個別に設定されたスケジュールを任意に選択し、任意に選択した日のスケジュールを表示、一括変更することができる。期間指定、曜日指定（毎週）、カレンダー連携、週間スケジュールなど柔軟な設定ができる。

5. 制御機能

- （1）スケジュール制御
年間カレンダー、（特定日、休日等）週間スケジュールを自由に組合わせてオン/オフポイント、設定ポイントに対してスケジュールに従ったコマンドを発行できる。
また、管理ポイントの警報監視実行/停止、トレンドデータ収集開始/停止に対してもスケジュール制御を行うことができる。
 - ・ON/OFF出力回数：最大32回/日
- （2）ソフトインターロック制御
1ポイントまたは複数ポイントの状態変化により、予め指定した他のポイントに対してオン/オフ等の命令を自動的に送出する。
- （3）火災時空調動力停止制御
火災発生警報により、予め設定した区画の空調機や給/排気ファンを自動および手動操作にて一斉停止する。
- （4）停電処理制御
商用電源停電、発電機起動後、予め登録した機器に対しオン命令を送出する。
- （5）復電処理制御
商用電源復帰後、スケジュール制御での状態、あるいは停電前の状態に復帰させるようオノ/オフ命令を送出する。

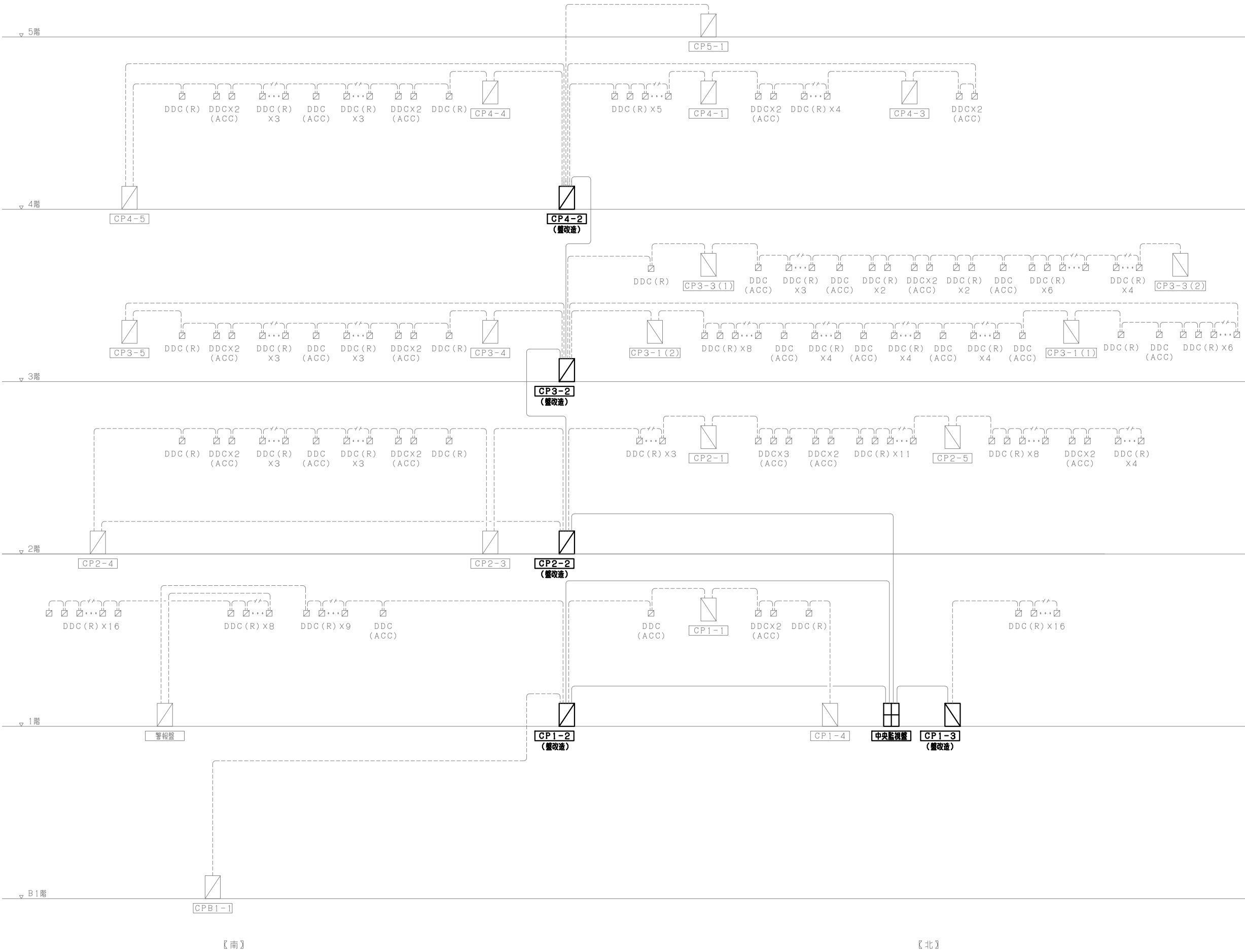
6. 記録機能

- （1）警報発生記録
警報状態、未確認警報状態のポイントの名称、警報種別、発生時刻等をデータベース化して保存し、ユーザーが必要に応じて記録を呼び出し印刷することができる。
- （2）操作記録
ユーザーの操作に対しユーザー名、操作種別、操作時刻等をデータベース化して保存し、ユーザーが必要に応じて記録を呼び出し印刷することができる。
- （3）各種一覧記録
各種一覧画面から一覧データ（警報、オフライン、禁止、強制操作レポート）を印刷することができる。
- （4）各種履歴一覧記録
各種履歴一覧表示したデータを印刷することができる。
また、これらのデータをCSVファイルとして出力できる。
- （5）管理ポイント情報記録
管理ポイントの現在の状態、詳細情報、トレンドデータ、トレンドグラフ等をポイント単位に表示させ印刷することができる。

中央監視点入出力インターフェイス

内 容	リモート盤	配 線	監視対象制御盤等	備 考
オン/オフ操作				CX、TXは、DC24Vリレー
状態・故障監視				51X、52Xは、無電圧接点
オン/オフまたは切換操作				TXは、DC24Vリレー
状態監視				52Xは、無電圧接点 ラッチ出力
状態・故障監視				51X、52Xは、無電圧接点
上下限警報監視				上限、下限は、無電圧接点
状態または故障・警報監視				無電圧接点
温度計測				PT100Ω PTCシリコン センサ
計測				0～10V 4～20mA
積算				電力量等 [パルス幅 20msec以上]
アナログ出力				0～10V 4～20mA ダンパー バルブモータ等

幹線系統図（更新）



中央監視点一覧表（１）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ設定 状態状態 警報警報		温度湿度その他 温度湿度その他		
	51G1本線地絡過電流継電器		CP-1-3			1		
	52R1 本線受電VCB		CP-1-3		1			
	27R1 本線受電不足電圧		CP-1-3		1			
	51R1 本線過電流継電器		CP-1-3		1			
	V R1 本線受電電圧		CP-1-3				1	
	A R1 本線受電電流		CP-1-3				1	
	W R1 本線受電電力		CP-1-3				1	
	WH R1 本線受電電力量		CP-1-3				1	
	51G2予線地絡過電流継電器		CP-1-3		1			
	52R2 予備線受電VCB		CP-1-3		1			
	27R2 予備線受電不足電圧		CP-1-3		1			
	51R2 予備線過電流継電器		CP-1-3		1			
	V R2 予備線受電電圧		CP-1-3				1	
	A R2 予備線受電電流		CP-1-3				1	
	W R2 予備線受電電力		CP-1-3				1	
	WH R2 予備線受電電力量		CP-1-3				1	
	52C1 SC過電流継電器		CP-1-3		1			
	52C1 SC-VCB		CP-1-3		1			
	HAC1 高調波異常警報		CP-1-3		1			
	A C1 SC電流		CP-1-3				1	
	42C1 C1-VCS		CP-1-3		1			
	42C2 C2-VCS		CP-1-3		1			
	42C3 C3-VCS		CP-1-3		1			
	42C4 C4-VCS		CP-1-3		1			
	89C1 C1-VCS PF断		CP-1-3			1		
	89C2 C2-VCS PF断		CP-1-3			1		
	89C3 C3-VCS PF断		CP-1-3			1		
	89C4 C4-VCS PF断		CP-1-3			1		
	26SRC1 直列リアクトル異常		CP-1-3			1		
	26SRC2 直列リアクトル異常		CP-1-3			1		
	26SRC3 直列リアクトル異常		CP-1-3			1		
	26SRC4 直列リアクトル異常		CP-1-3			1		
	63SCC1 コンデンサー異常		CP-1-3			1		
	63SCC2 コンデンサー異常		CP-1-3			1		
	63SCC3 コンデンサー異常		CP-1-3			1		
	63SCC4 コンデンサー異常		CP-1-3			1		
	本線受電VCB		CP-1-3		1			
	デマンド同期合わせ		CP-1-3		1			
	優先切替 常時		CP-1-3			1		
	優先切替 予備		CP-1-3			1		
	優先切替 優先無		CP-1-3			1		
	受電切替 自動/手動		CP-1-3			1		
	復電切替 自動/復電確認		CP-1-3			1		
	シーケンサ故障		CP-1-3			1		
	力率調整 自動/手動		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-1		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-2A		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-2B		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-3A		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-3B		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-3C		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-4A		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-4B		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-4C		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-5		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-6		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-7		CP-1-3			1		
	自家発負荷制御 Mg52-8		CP-1-3			1		
	自家発電力超過		CP-1-3			1		
	火災負荷制限中		CP-1-3			1		
	自家発負荷制限中		CP-1-3			1		
	デマンド電力（自家発）		CP-1-3				1	
	デマンド電力（商用）		CP-1-3				1	
	52F1 一般電灯VCB		CP-1-3		1			
	51F1 一般電灯過電流継電		CP-1-3			1		
	A F1 一般電灯電流		CP-1-3				1	
	89T1 一般電灯変圧器1 LBS		CP-1-3			1		
	89T2 一般電灯変圧器2 LBS		CP-1-3			1		
	89T3 一般電灯変圧器3 LBS		CP-1-3			1		
	26T1 一般電灯変圧器1温度		CP-1-3			1		
	26T2 一般電灯変圧器2温度		CP-1-3			1		
	26T3 一般電灯変圧器3温度		CP-1-3			1		
	51GT1一般電灯変圧器1 LGR		CP-1-3			1		
	51GT2一般電灯変圧器2 LGR		CP-1-3			1		
	51GT3一般電灯変圧器3 LGR		CP-1-3			1		

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ設定 状態状態 警報警報		温度湿度その他 温度湿度その他		
	TH1一般電灯1過電流継電器		CP-1-3			1		
	TH2一般電灯2過電流継電器		CP-1-3			1		
	TH3一般電灯3過電流継電器		CP-1-3			1		
	V T1 一般電灯1電圧		CP-1-3				1	
	V T2 一般電灯2電圧		CP-1-3				1	
	V T3 一般電灯3電圧		CP-1-3				1	
	MDA T1 一般電灯1 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T2 一般電灯2 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T3 一般電灯3 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T1 一般電灯1 T電流		CP-1-3				1	
	MDA T2 一般電灯2 T電流		CP-1-3				1	
	MDA T3 一般電灯3 T電流		CP-1-3				1	
	MCCB-AL1L 一般電灯1一括		CP-1-3			1		
	MCCB-AL2L 一般電灯2一括		CP-1-3			1		
	MCCB-AL3L 一般電灯3一括		CP-1-3			1		
	52F2 一般動力VCB		CP-1-3		1			
	51F2一般動力過電流継電器		CP-1-3			1		
	A F2 一般動力電流		CP-1-3				1	
	89T4 一般動力変圧器4 LBS		CP-1-3			1		
	89T5 一般動力変圧器5 LBS		CP-1-3			1		
	89T6 一般動力変圧器6 LBS		CP-1-3			1		
	26T4 一般動力変圧器4温度		CP-1-3			1		
	26T5 一般動力変圧器5温度		CP-1-3			1		
	26T6 一般動力変圧器6温度		CP-1-3			1		
	51GT4一般動力変圧器4 LGR		CP-1-3			1		
	51GT5一般動力変圧器5 LGR		CP-1-3			1		
	51GT5一般動力変圧器6 LGR		CP-1-3			1		
	TH4一般動力4過電流継電器		CP-1-3			1		
	TH5一般動力5過電流継電器		CP-1-3			1		
	TH6一般動力6過電流継電器		CP-1-3			1		
	V T4 一般動力4電圧		CP-1-3				1	
	V T5 一般動力5電圧		CP-1-3				1	
	V T6 一般動力6電圧		CP-1-3				1	
	MDA T4 一般動力4電流		CP-1-3				1	
	MDA T5 一般動力5電流		CP-1-3				1	
	MDA T6 一般動力6電流		CP-1-3				1	
	MCCB-AL1M 一般動力1一括		CP-1-3			1		
	MCCB-AL2M 一般動力2一括		CP-1-3			1		
	MCCB-AL3M 一般動力3一括		CP-1-3			1		
	52F3 業務用蓄熱VCB		CP-1-3		1			
	51F3業務蓄熱過電流継電器		CP-1-3			1		
	A F3 業務用蓄熱電流		CP-1-3				1	
	WHF3 業務用蓄熱電力量		CP-1-3				1	
	89T7 業務蓄熱変圧器 LBS		CP-1-3			1		
	26T7 業務蓄熱変圧器温度		CP-1-3			1		
	51GT7 業務蓄熱変圧器 LGR		CP-1-3			1		
	TH7 業務蓄熱過電流継電器		CP-1-3			1		
	V T7 業務用蓄熱電圧		CP-1-3				1	
	MDA T7 業務用蓄熱電流		CP-1-3				1	
	MCCB-AL6M 業務蓄熱一括		CP-1-3			1		
	52F4 将来用 VCB		CP-1-3		1			
	51F4 将来用過電流継電器		CP-1-3			1		
	A F4 将来用電流		CP-1-3				1	
	52F5 実験用動力VCB		CP-1-3		1			
	51F5実験動力過電流継電器		CP-1-3			1		
	A F5 実験用動力電流		CP-1-3				1	
	89T8 実験動力変圧器8 LBS		CP-1-3			1		
	89T9 実験動力変圧器9 LBS		CP-1-3			1		
	26T8 実験動力変圧器8温度		CP-1-3			1		
	26T9 実験動力変圧器9温度		CP-1-3			1		
	51GT8実験動力変圧器8 LGR		CP-1-3			1		
	51GT9実験動力変圧器9 LGR		CP-1-3			1		
	TH8 実験動8過電流継電器		CP-1-3			1		
	TH9 実験動2過電流継電器		CP-1-3			1		
	V T8 実験用動力8電圧		CP-1-3				1	
	V T9 実験用動力9電圧		CP-1-3				1	
	MDA T8 実験用動力8電流		CP-1-3				1	
	MDA T9 実験用動力9電流		CP-1-3				1	
	MCCB-AL4M 実験動力1一括		CP-1-3			1		
	MCCB-AL5M 実験動力2一括		CP-1-3			1		
	52F6 実験用電灯VCB		CP-1-3		1			
	51F6実験電灯過電流継電器		CP-1-3			1		
	A F6 実験用電灯電流		CP-1-3				1	
	89T10実験電灯変圧器1 LBS		CP-1-3			1		
	89T11実験電灯変圧器2 LBS		CP-1-3			1		

中央監視点一覧表（2）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定 状態状態 警報	わわわ設定 状態状態 警報	温度湿度その他	積算	
	89T12実験電灯変圧器3 LBS		CP-1-3			1		
	26T10実験電灯変圧器1温度		CP-1-3			1		
	26T11実験電灯変圧器2温度		CP-1-3			1		
	26T12実験電灯変圧器3温度		CP-1-3			1		
	51GT10実験電灯変圧器1LGR		CP-1-3			1		
	51GT11実験電灯変圧器2LGR		CP-1-3			1		
	51GT12実験電灯変圧器3LGR		CP-1-3			1		
	TH10 実験電灯1過電流継電		CP-1-3			1		
	TH11 実験電灯2過電流継電		CP-1-3			1		
	TH12 実験電灯3過電流継電		CP-1-3			1		
	V T10 実験用電灯1電圧		CP-1-3				1	
	V T11 実験用電灯2電圧		CP-1-3				1	
	V T12 実験用電灯3電圧		CP-1-3				1	
	MDA T10 実験電灯1 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T11 実験電灯2 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T12 実験電灯3 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T10 実験電灯1 T電流		CP-1-3				1	
	MDA T11 実験電灯2 T電流		CP-1-3				1	
	MDA T12 実験電灯3 T電流		CP-1-3				1	
	MCCB-AL4L 実験電灯1一括		CP-1-3			1		
	MCCB-AL5L 実験電灯2一括		CP-1-3			1		
	MCCB-AL6L 実験電灯3一括		CP-1-3			1		
	52F7 非常保安動力電灯VCB		CP-1-3		1			
	51F7非保動力過電流継電器		CP-1-3			1		
	A F7 非保動力電灯電流		CP-1-3				1	
	89T13 非常動力変圧器 LBS		CP-1-3			1		
	89T14 非常電灯変圧器 LBS		CP-1-3			1		
	26T13 非常動力変圧器異常		CP-1-3			1		
	26T14 非常電灯変圧器異常		CP-1-3			1		
	51GT13 非常動力変圧器LGR		CP-1-3			1		
	51GT141非常電灯変圧器LGR		CP-1-3			1		
	51GT142非常電灯変圧器LGR		CP-1-3			1		
	TH13非常動力過電流継電器		CP-1-3			1		
	TH141非常電灯1過電流継電		CP-1-3			1		
	TH142非常電灯2過電流継電		CP-1-3			1		
	V T13 非常保安動力電圧		CP-1-3				1	
	V T141 非常保安電灯1電圧		CP-1-3				1	
	V T142 非常保安電灯2電圧		CP-1-3				1	
	MDA T13 非常保安動力電流		CP-1-3				1	
	MDA T141 非常電灯1 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T142 非常電灯2 R電流		CP-1-3				1	
	MDA T141 非常電灯1 T電流		CP-1-3				1	
	MDA T142 非常電灯2 T電流		CP-1-3				1	
	MCCB-ALGM 非常保安動力一括		CP-1-3			1		
	MCCB-ALGL1 非常電灯1一括		CP-1-3			1		
	MCCB-ALGL2 非常電灯2一括		CP-1-3			1		
	52G 非常用発電機内VCB		CP-1-3		1			
	52FG1 非常用発電機VCB		CP-1-3		1			
	52FG2 母線連絡線VCB		CP-1-3		1			
	非常用発電機 運転中		CP-1-3		1			
	非常用発電機 重故障		CP-1-3			1		
	非常用発電機 軽故障		CP-1-3			1		
	非常用発電機電圧確立信号		CP-1-3		1			
	非常用発電機自動モード		CP-1-3		1			
	非常用発電機 電圧		CP-1-3				1	
	非常用発電機 電流		CP-1-3				1	
	非常用発電機 電力		CP-1-3				1	
	直流電源装置 一括警報		CP-1-3			1		
	ACP-102-1 電気室パッケージ		CP-1-3	1				
	ACP-102-2 電気室パッケージ		CP-1-3	1				
	ACP-102 電気室内温度		CP-1-3			1		
	電気室給排気ファン運転信号		CP-1-3			1		
	電気室パッケージ運転信号		CP-1-3		1			
	FS-101-1 電気室給気ファン		CP-1-3	1				
	FS-101-2 電気室給気ファン		CP-1-3	1				
	FE-108-1 電気室排気ファン		CP-1-3		1			
	FE-108-2 電気室排気ファン		CP-1-3		1			
	FE-108-3 電気室排気ファン		CP-1-3		1			
	FE-108-4 電気室排気ファン		CP-1-3		1			
	FS-102 自家発電機室給気F		CP-1-3	1				
	FE-109 自家発電機室排気F		CP-1-3		1			
	FE-118電気室新ガス排出ファン		CP-1-3		1			
	ACP-2-1 空冷HP 電力量		CP-2-2-2					1
	ACP-2-2 空冷HP 電力量		CP-2-2-2					1
	ACP-2-3 空冷HP 電力量		CP-2-2-2					1

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定 状態状態 警報	わわわ設定 状態状態 警報	温度湿度その他	積算	
	ACP-2-4 空冷HP 電力量		CP-2-2-2					1
	ACP-2-5 空冷HP 電力量		CP-2-2-2					1
	次世代質量分析室 電力量		CP-2-2-2					1
	細胞培養室 動力 電力量		CP-2-2-2					1
	実験室 動力 電力量		CP-2-2-2					1
	細胞観察室非常動力電力量		CP-2-2-2					1
	フリーザ多目的室 非常動力		CP-2-2-2					1
	次世代質量分析室 電灯（1）		CP-2-2-2					1
	細胞培養室 電灯 電力量		CP-2-2-2					1
	ボストク室・データ解析室 電灯		CP-2-2-2					1
	細胞観察室 電灯 電力量		CP-2-2-2					1
	次世代質量分析室 電灯（2）		CP-2-2-2					1
	フリーザ多目的室 電灯		CP-2-2-2					1
	実験室 電灯 電力量		CP-2-2-2					1
	細胞培養室 非常電灯		CP-2-2-2					1
	実験室 非常電灯 電力量		CP-2-2-2					1
	実験室 非常動力 電力量		CP-2-2-2					1
	P-1-2-1 動力盤一括警報		CP-1-3			1		
	E-LP-1-1-2 一括警報		CP1-1			1		
	P-1-1-1 動力盤一括警報		CP1-1			1		
	P-1-1-2 動力盤一括警報		CP1-4			1		
	P-1-3-1 動力盤一括警報		CP1-2			1		
	P-1-4-1 動力盤一括警報		CP1-2			1		
	E-LP-1-1-1 一括警報		CP1-1			1		
	2F フリーザー室1フリーザー一括AL		CP2-5			1		
	2F フリーザー室2フリーザー一括AL		CP2-5			1		
	E-LP-2-1-1 一括警報		CP2-1			1		
	E-LP-2-1-2 一括警報		CP2-1			1		
	E-LP-2-1-3 一括警報		CP2-1			1		
	E-LP-2-2-1 一括警報		CP2-5			1		
	E-LP-2-3-1 一括警報		CP2-3			1		
	E-LP-2-4-1 一括警報		CP2-4			1		
	P-2-1-1 動力盤一括警報		CP2-1			1		
	P-2-2-1 動力盤一括警報		CP2-5			1		
	P-2-3-1 動力盤一括警報		ACC-208			1		
	P-2-4-1 動力盤一括警報		ACC-210			1		
	E-LP-2-2-2 一括警報		CP-2-2-2			1		
	P-3-2-1 動力盤一括警報		CP3-3（1）			1		
	P-3-3-1 動力盤一括警報		ACC-311			1		
	P-3-4-1 動力盤一括警報		ACC-313			1		
	P-4-2-2 動力盤一括警報		CP3-3（2）			1		
	E-LP-3-2-1 一括警報		CP3-3（2）			1		
	E-LP-3-2-2 一括警報		CP3-3（2）			1		
	E-LP-3-3-1 一括警報		CP3-4			1		
	E-LP-3-4-1 一括警報		CP3-5			1		
	P-3-1-1 動力盤一括警報		CP3-1（1）			1		
	E-LP-3-1-1 一括警報		CP3-1（2）			1		
	E-LP-3-1-2 一括警報		CP3-1（2）			1		
	P-4-1-1 動力盤一括警報		CP4-1			1		
	P-4-1-2 動力盤一括警報		CP4-1			1		
	P-4-2-1 動力盤一括警報		CP4-3			1		
	P-4-3-1 動力盤一括警報		ACC-405			1		
	P-4-4-1 動力盤一括警報		ACC-407			1		
	P-5-1-1 動力盤一括警報		CP5-1			1		
	P-5-4-1 動力盤一括警報		CP5-1			1		
	E-LP-4-1-1 一括警報		CP4-1			1		
	E-LP-4-2-1 一括警報		CP4-3			1		
	E-LP-4-3-1 一括警報		CP4-4			1		
	E-LP-4-4-1 一括警報		CP4-5			1		
	1F系統冷水／温水配管切換		CP1-2	1				
	1F 往冷水弁開閉状態		CP1-2			1		
	1F 還冷水弁開閉状態		CP1-2			1		
	1F 往温水弁開閉状態		CP1-2			1		
	1F 還温水弁開閉状態		CP1-2			1		
	2F系統冷水／温水配管切換		CP2-2	1				
	2F 往冷水弁開閉状態		CP2-2			1		
	2F 還冷水弁開閉状態		CP2-2			1		
	2F 往温水弁開閉状態		CP2-2			1		
	2F 還温水弁開閉状態		CP2-2			1		
	CT-1-1 冷却塔ファン ?1		CP5-1		1			
	CT-1-2 冷却塔ファン ?2		CP5-1		1			
	CT-2-1 冷却塔ファン ?1		CP5-1		1			
	CT-2-2 冷却塔ファン ?2		CP5-1		1			
	外気温度		CP5-1				1	
	外気温度		CP5-1				1	

中央監視点一覧表（3）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視 わわわ 状態状態 警告警告	監 視 状態状態 警告警告	計 測 温度湿度その他	計量 積算	備 考
	TE-1 冷水膨張タンク満水警報		CP5-1			1		
	TE-1 冷水膨張タンク減水警報		CP5-1			1		
	TE-2 温水膨張タンク満水警報		CP5-1			1		
	TE-2 温水膨張タンク減水警報		CP5-1			1		
	膨張タンク減水一括 遅延時間		CP5-1	1				
	ACC-101-1 感染動物実験室		CP1-4		1			
	ACC-101-2 感染動物実験室		CP1-4		1			
	ACC-101 HEPA目詰り警報		ACC-101			1		
	FE-101-AF HEPA目詰り警報		ACC-101			1		
	1F 実験2 HEPA目詰り警報		ACC-101			1		
	ACC-101 夏冬設定切換		ACC-101	1				
	ACC-101 給気温度		ACC-101			1		
	ACC-101 給気温度夏設定		ACC-101		1			
	ACC-101 給気温度冬設定		ACC-101		1			
	1F 実験室2室内温度		ACC-101			1		
	1F 実験室2室内温度		ACC-101				1	
	1F 実験室3室内温度		ACC-101			1		
	1F 実験室3室内温度		ACC-101				1	
	1F 実験室1 温度		ACC-101			1		
	1F 実験室1 湿度		ACC-101				1	
	ACC-101 室内温度夏設定		ACC-101		1			
	ACC-101 室内温度冬設定		ACC-101		1			
	ACC-101 室内温度夏設定		ACC-101		1			
	ACC-101 室内温度冬設定		ACC-101		1			
	1F 実験室2センサー選択		ACC-101	1				
	1F 実験室3センサー選択		ACC-101	1				
	1F 実験室1センサー選択		ACC-101	1				
	ACC-101 給気温度設定		ACC-101		1			
	ACC-101 室内温度設定		ACC-101		1			
	ACC-101 室内温度設定		ACC-101		1			
	FE-101 排気静圧		ACC-101				1	
	1F空調機夏冬設定一括切換		CP1-2		1			
	ACC-102 R1実験室系統		CP1-4			1		
	ACC-102 HEPA目詰り警報		ACC-102			1		
	FE-102-AF HEPA目詰り警報		ACC-102			1		
	ACC-102 夏冬設定切換		ACC-102	1				
	ACC-102 給気温度		ACC-102			1		
	ACC-102 給気温度夏設定		ACC-102		1			
	ACC-102 給気温度冬設定		ACC-102		1			
	1F R1実験室温度		ACC-102			1		
	1F R1実験室温度夏設定		ACC-102		1			
	1F R1実験室温度冬設定		ACC-102		1			
	1F R1実験室湿度		ACC-102				1	
	1F R1実験室湿度夏設定		ACC-102		1			
	1F R1実験室湿度冬設定		ACC-102		1			
	ACC-103 サンプル作製室系統		CP1-1			1		
	FE-103 電子顕微鏡室排気F		CP1-1	1				
	ACC-103 HEPA目詰り警報		ACC-103			1		
	ACC-103 夏冬設定切換		ACC-103	1				
	ACC-103 給気温度		ACC-103			1		
	1F サンプル作製室温度		ACC-103			1		
	1F サンプル作製室温度夏設定		ACC-103		1			
	1F サンプル作製室温度冬設定		ACC-103		1			
	1F サンプル作製室温度		ACC-103				1	
	1F サンプル作製室温度夏設定		ACC-103		1			
	1F サンプル作製室温度冬設定		ACC-103		1			
	ACC-104トキシコ冷蔵庫系統		CP1-1			1		
	FE-104Aトキシコ冷蔵庫排気ファン		CP1-1	1				
	FE-104Bトキシコ冷蔵〔急〕排気F		CP1-1			1		
	ACC-104 夏冬設定切換		ACC-104	1				
	ACC-104 HEPA目詰り警報		ACC-104			1		
	ACC-104 給気温度		ACC-104			1		
	1F トキシコ冷蔵庫室内温度		ACC-104			1		
	1F トキシコ冷蔵庫温度夏設定		ACC-104		1			
	1F トキシコ冷蔵庫温度冬設定		ACC-104		1			
	1F トキシコ冷蔵庫室内湿度		ACC-104				1	
	1F トキシコ冷蔵庫温度夏設定		ACC-104		1			
	1F トキシコ冷蔵庫温度冬設定		ACC-104		1			
	ACC-105 質量分析室系統		CP1-1			1		
	FE-105 X線解析室排気ファン		CP1-1	1				
	ACC-105 HEPA目詰り警報		ACC-105			1		
	ACC-105 夏冬設定切換		ACC-105	1				
	ACC-105 給気温度		ACC-105			1		
	1F 質量分析室温度		ACC-105			1		
	ACC-105 給気温度夏設定		ACC-105		1			

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視 わわわ 状態状態 警告警告	監 視 状態状態 警告警告	計 測 温度湿度その他	計量 積算	備 考
	ACC-105 給気温度冬設定		ACC-105		1			
	1F 質量分析室内湿度		ACC-105			1		
	1F 質量分析室温度夏設定		ACC-105		1			
	1F 質量分析室温度冬設定		ACC-105		1			
	ACC-106 エントランスホール系統		CP1-2	1				
	ACC-106 HEPA目詰り警報		ACC-106			1		
	ACC-106 エントランスホール冷/暖		ACC-106		1			
	ACC-106 給気温度		ACC-106			1		
	1F エントランスホール温度		ACC-106			1		
	1F エントランスホール温度夏設定		ACC-106		1			
	1F エントランスホール温度冬設定		ACC-106		1			
	1F エントランスホール温度		ACC-106				1	
	1F エントランスホール温度夏設定		ACC-106		1			
	1F エントランスホール温度冬設定		ACC-106		1			
	ACC-201 難病資源研究室		CP2-1			1		
	FE-201 分子生物学室排気F		CP2-1	1				
	ACC-201 HEPA目詰り警報		ACC-201			1		
	FE-201 AF-HEPA目詰り警報		ACC-201			1		
	ACC-201 夏冬設定切換		ACC-201	1				
	ACC-201 給気温度		ACC-201			1		
	2F 難病資源研究室温度		ACC-201			1		
	2F 難病資源温度夏設定		ACC-201		1			
	2F 難病資源温度冬設定		ACC-201		1			
	2F 難病資源研究室温度		ACC-201				1	
	2F 難病資源温度夏設定		ACC-201		1			
	2F 難病資源温度冬設定		ACC-201		1			
	ACC-201 難病資源研究 DC1		CP2-1			1		
	ACC-201 難病資源研究 DC2		CP2-1			1		
	FE-201 排気静圧		ACC-201				1	
	2F空調機夏冬設定一括切換		CP2-2		1			
	ACC-202 特殊細胞培養系統		CP2-1			1		
	FE-202 特殊細胞培養排気F		CP2-1	1				
	ACC-202 HEPA目詰り警報		ACC-202			1		
	FE-202-AF HEPA目詰り警報		CP2-1			1		
	ACC-202 夏冬設定切換		ACC-202	1				
	ACC-202 給気温度		ACC-202			1		
	2F 特殊細胞培養室温度		ACC-202			1		
	2F 特殊細胞温度夏設定		ACC-202		1			
	2F 特殊細胞温度冬設定		ACC-202		1			
	2F 特殊細胞培養室温度		ACC-202				1	
	2F 特殊細胞温度夏設定		ACC-202		1			
	2F 特殊細胞温度冬設定		ACC-202		1			
	ACC-203 DNA調整室系統		CP2-1			1		
	FE-203 DNA調製用室排気F		CP2-1	1				
	ACC-203 HEPA目詰り警報		ACC-203			1		
	FE-203-AF HEPA目詰り警報		CP2-1			1		
	2F DNA調製HEPA目詰り警報		CP2-1			1		
	ACC-203 夏冬設定切換		ACC-203	1				
	ACC-203 給気温度		ACC-203			1		
	2F DNA調製室温度		ACC-203			1		
	2F DNA調製室温度夏設定		ACC-203		1			
	2F DNA調製室温度冬設定		ACC-203		1			
	2F DNA調製室温度		ACC-203				1	
	2F DNA調製室温度夏設定		ACC-203		1			
	2F DNA調製室温度冬設定		ACC-203		1			
	ACC-204 生化学実験室系統		CP2-1			1		
	FE-204 生化学実験排気ファン		CP2-1	1				
	ACC-204 HEPA目詰り警報		ACC-204			1		
	FE-204 AF-HEPA目詰り警報		ACC-204			1		
	ACC-204 夏冬設定切換		ACC-204	1				
	ACC-204 給気温度		ACC-204			1		
	2F 生化学実験室温度		ACC-204			1		
	2F 生化学実験温度夏設定		ACC-204		1			
	2F 生化学実験温度冬設定		ACC-204		1			
	2F 生化学実験室温度		ACC-204				1	
	2F 生化学実験温度夏設定		ACC-204		1			
	2F 生化学実験温度冬設定		ACC-204		1			
	ACC-204 生化学実験室 DC		CP2-1			1		
	FE-204 排気静圧		ACC-204				1	
	ACC-205 細胞培養室系統		CP2-1			1		
	FE-205 バンク用室排気ファン		CP2-1	1				
	ACC-205 HEPA目詰り警報		ACC-205			1		
	FE-205-AF HEPA目詰り警報		CP2-1			1		
	2F高精度培養HEPA目詰警報		CP2-1			1		
	ACC-205 夏冬設定切換		ACC-205	1				

中央監視点一覧表（４）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定 状態状態 警告警告		温度湿度 その他		
	ACC-205 給気温度		ACC-205			1		
	2F 高精度培養室2温度		ACC-205			1		
	2F 高精度培養2温度夏設定		ACC-205	1				
	2F 高精度培養2温度冬設定		ACC-205	1				
	2F 高精度培養室2温度		ACC-205			1		
	2F 高精度培養2温度夏設定		ACC-205	1				
	2F 高精度培養2温度冬設定		ACC-205	1				
	ACC-206-1 フリーザー室系統No1		CP2-5		1			
	ACC-206-2 フリーザー室系統No2		CP2-5		1			
	FE-206 フリーザー室排気ファン		CP2-5	1				
	ACC-206 HEPA目詰り警告		ACC-206			1		
	ACC-206 夏冬設定切換		ACC-206	1				
	ACC-206 給気温度		ACC-206			1		
	2F フリーザー室1温度		ACC-206			1		
	2F フリーザー室1温度夏設定		ACC-206	1				
	2F フリーザー室1温度冬設定		ACC-206	1				
	2F フリーザー室1温度		ACC-206			1		
	2F フリーザー室1温度夏設定		ACC-206	1				
	2F フリーザー室1温度冬設定		ACC-206	1				
	AF-20 HEPA目詰り警告		CP2-5			1		
	FE-206C フリーザー室2排気ファン		CP-2-2-2		1			
	ACC-207 細胞保存室1系統		CP2-5		1			
	FE-207A 細胞保存室排気F		CP2-5	1				
	FE-207B-1 細胞：急排気F		CP2-5		1			
	FE-207B-2 細胞：急排気F		CP2-5		1			
	ACC-207 HEPA目詰り警告		ACC-207			1		
	FE-207A-AF HEPA目詰警告		CP2-5			1		
	FE-207B1-AF HEPA目詰警告		CP2-5			1		
	FE-207B2-AF HEPA目詰警告		CP2-5			1		
	ACC-207 夏冬設定切換		ACC-207	1				
	ACC-207 給気温度		ACC-207			1		
	ACC-207 給気温度夏設定		ACC-207	1				
	ACC-207 給気温度冬設定		ACC-207	1				
	2F 細胞保存室1温度		ACC-207			1		
	2F 細胞保存室1温度夏設定		ACC-207	1				
	2F 細胞保存室1温度冬設定		ACC-207	1				
	2F 細胞保存室1温度		ACC-207			1		
	2F 細胞保存室1温度夏設定		ACC-207	1				
	2F 細胞保存室1温度冬設定		ACC-207	1				
	2F 細胞保存室2温度		ACC-207			1		
	ACC-208 研究室W系統		CP2-3		1			
	FE-208 実験準備室W 排気F		CP2-3	1				
	ACC-208 HEPA目詰り警告		ACC-208			1		
	ACC-208 夏冬設定切換		ACC-208	1				
	ACC-208 給気温度		ACC-208			1		
	2F 研究室W室内温度		ACC-208			1		
	2F 研究室W室内温度夏設定		ACC-208	1				
	2F 研究室W室内温度冬設定		ACC-208	1				
	2F 研究室W室内温度		ACC-208			1		
	2F 研究室W室内温度夏設定		ACC-208	1				
	2F 研究室W室内温度冬設定		ACC-208	1				
	FE-208 排気静圧		ACC-208			1		
	ACC-209 P2実験室1W系統		CP2-3		1			
	FE-209 細胞培養室W 排気F		CP2-3	1				
	ACC-209 HEPA目詰り警告		ACC-209			1		
	FE-209-AF HEPA目詰り警告		CP2-3			1		
	2F-W細胞培養HEPA目詰警告		CP2-3			1		
	ACC-209 夏冬設定切換		ACC-209	1				
	ACC-209 給気温度		ACC-209			1		
	2F P2実験室1W温度		ACC-209			1		
	2F P2実験室1W温度夏設定		ACC-209	1				
	2F P2実験室1W温度冬設定		ACC-209	1				
	2F P2実験室1W温度		ACC-209			1		
	2F P2実験室1W温度夏設定		ACC-209	1				
	2F P2実験室1W温度冬設定		ACC-209	1				
	ACC-210 研究室E系統		CP2-4		1			
	FE-210 実験準備室E 排気F		CP2-4	1				
	ACC-210 HEPA目詰り警告		ACC-210			1		
	ACC-210 夏冬設定切換		ACC-210	1				
	ACC-210 給気温度		ACC-210			1		
	2F 研究室E室内温度		ACC-210			1		
	2F 研究室E室内温度夏設定		ACC-210	1				
	2F 研究室E室内温度冬設定		ACC-210	1				
	2F 研究室E室内温度		ACC-210			1		
	2F 研究室E室内温度夏設定		ACC-210		1			

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定 状態状態 警告警告		温度湿度 その他		
	2F 研究室E室内温度冬設定		ACC-210		1			
	FE-210 排気静圧		ACC-210			1		
	ACC-211 P2実験室1E系統		CP2-4		1			
	FE-211 細胞培養室E 排気F		CP2-4	1				
	ACC-211 HEPA目詰り警告		ACC-211			1		
	FE-211-AF HEPA目詰り警告		CP2-4			1		
	2F-E細胞培養HEPA目詰警告		CP2-4			1		
	ACC-211 夏冬設定切換		ACC-211	1				
	ACC-211 給気温度		ACC-211			1		
	2F P2実験室1E温度		ACC-211			1		
	2F P2実験室1E温度夏設定		ACC-211		1			
	2F P2実験室1E温度冬設定		ACC-211		1			
	2F P2実験室1E温度		ACC-211			1		
	2F P2実験室1E温度夏設定		ACC-211		1			
	2F P2実験室1E温度冬設定		ACC-211		1			
	ACC-212 2Fラウンジ1系統		CP2-4	1				
	ACC-212 HEPA目詰り警告		ACC-212			1		
	ACC-212 夏冬設定切換		ACC-212	1				
	ACC-212 給気温度		ACC-212			1		
	2F ラウンジ1室内温度		ACC-212			1		
	2F ラウンジ1室内温度夏設定		ACC-212		1			
	2F ラウンジ1室内温度冬設定		ACC-212		1			
	2F ラウンジ1室内温度		ACC-212			1		
	2F ラウンジ1室内温度夏設定		ACC-212			1		
	2F ラウンジ1室内温度冬設定		ACC-212		1			
	ACC-301-1小動物区系統No1		CP3-1(1)			1		
	ACC-301-2小動物区系統No2		CP3-1(1)		1			
	FE-301 排気ファン		ACC-301	1				
	FE-301-1小動物区排気ファン1		CP3-1(1)	1				
	FE-301-2小動物区排気ファン2		CP3-1(1)	1				
	ACC-301 HEPA目詰り警告		ACC-301			1		
	FE-301-AF HEPA目詰り警告		CP3-1(1)			1		
	3F小動物区HEPA目詰り警告		CP3-1(1)			1		
	ACC-301 夏冬設定切換		ACC-301	1				
	ACC-301 給気温度		ACC-301			1		
	ACC-301 給気温度夏設定		ACC-301		1			
	ACC-301 給気温度冬設定		ACC-301		1			
	ACC-301 給気露点温度		ACC-301			1		
	ACC-301 給気露点温夏設定		ACC-301		1			
	ACC-301 給気露点温冬設定		ACC-301		1			
	3F 小動物区1温度		小動物区1			1		
	3F 小動物区1湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区1温度設定		小動物区1		1			
	3F 小動物区2温度		小動物区2			1		
	3F 小動物区2湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区2温度設定		小動物区2		1			
	3F 小動物区3温度		小動物区3			1		
	3F 小動物区3湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区3温度設定		小動物区3		1			
	3F 小動物区4温度		小動物区4			1		
	3F 小動物区4湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区4温度設定		小動物区4		1			
	3F 小動物区5温度		小動物区5			1		
	3F 小動物区5湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区5温度設定		小動物区5		1			
	3F 小動物区6温度		小動物区6			1		
	3F 小動物区6湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区6温度設定		小動物区6		1			
	3F 小動物区7温度		小動物区7			1		
	3F 小動物区7湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区7温度設定		小動物区7		1			
	3F 小動物区8温度		小動物区8			1		
	3F 小動物区8湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区8温度設定		小動物区8		1			
	3F 小動物区9温度		小動物区9			1		
	3F 小動物区9湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区9温度設定		小動物区9		1			
	3F 小動物区10温度		小動物区10			1		
	3F 小動物区10湿度		CP3-1(1)			1		
	3F 小動物区10温度設定		小動物区10		1			
	小動物区1.2 <ん蒸SW		CP3-1(1)			1		
	小動物区3.4 <ん蒸SW		CP3-1(1)			1		
	小動物区5.6 <ん蒸SW		CP3-1(1)			1		
	小動物区7.8 <ん蒸SW		CP3-1(1)			1		
	小動物区9.10 <ん蒸SW		CP3-1(1)			1		

中央監視点一覧表（５）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定 状態状態 警告警告		温度湿度 その他		
	3F空調機夏冬一括設定切換		CP3-2	1				
	ACC301 蒸気弁開度						1	
	ACC-302-1 中動物飼育系統1		CP3-1 (2)		1			
	ACC-302-2 中動物飼育系統2		CP3-1 (2)		1			
	FE-302 排気ファン		CP3-1 (2)	1				
	FE-302-1 中動物飼育排気F1		CP3-1 (2)	1				
	FE-302-2 中動物飼育排気F2		CP3-1 (2)	1				
	ACC-302 HEPA目詰り警報		ACC-302			1		
	FE-302-AF HEPA目詰り警報		CP3-1 (2)			1		
	3F中動物飼育HEPA目詰警報		CP3-1 (2)			1		
	ACC-302 夏冬設定切換		ACC-302	1				
	ACC-302 給気温度		ACC-302			1		
	ACC-302 給気温度夏設定		ACC-302		1			
	ACC-302 給気温度冬設定		ACC-302		1			
	ACC-302 給気露点温度		ACC-302			1		
	ACC-302 給気露点温夏設定		ACC-302		1			
	ACC-302 給気露点温冬設定		ACC-302		1			
	ACC-302 間接蒸気式加湿器		ACC-302		1			
	3F 中動物飼室1温度		中動物飼育実験室1			1		
	3F 中動物飼室1湿度		CP3-1 (2)			1		
	3F 中動物飼室1温度設定		中動物飼育実験室1	1				
	3F 処置室温度		処置室前室1			1		
	3F 処置室湿度		CP3-1 (2)			1		
	3F 処置室温度設定		処置室前室1	1				
	3F 共通機器室温度		中動物飼育実験室2			1		
	3F 共通機器室湿度		CP3-1 (2)			1		
	3F 共通機器室温度設定		中動物飼育実験室2	1				
	中動物飼育1 くん蒸SW		CP3-1 (2)			1		
	共通機器室 くん蒸SW		CP3-1 (2)			1		
	ACC302蒸気弁開度						1	
	ACC-303-1 動物クリーン系統No1		CP3-1 (2)		1			
	ACC-303-2 動物クリーン系統No2		CP3-1 (2)		1			
	FE-303 排気ファン		CP3-1 (2)	1				
	FE-303-1 動物クリーン排気ファン1		CP3-1 (2)	1				
	FE-303-2 動物クリーン排気ファン2		CP3-1 (2)	1				
	ACC-303 HEPA目詰り警報		ACC-303			1		
	FE-303-AF HEPA目詰り警報		CP3-1 (2)			1		
	3F動物クリンUP1 HEPA目詰警報		CP3-1 (2)			1		
	ACC-303 夏冬設定切換		ACC-303	1				
	ACC-303 給気温度		ACC-303			1		
	ACC-303 給気温度夏設定		ACC-303		1			
	ACC-303 給気温度夏設定		ACC-303		1			
	ACC-303 給気露点温度		ACC-303			1		
	ACC-303 給気露点温夏設定		ACC-303		1			
	ACC-303 給気露点温冬設定		ACC-303		1			
	ACC-303 間接蒸気式加湿器		ACC-303		1			
	3F 動物クリーンアップ1温度		動物クリーンアップ室1			1		
	3F 動物クリーンアップ1湿度		CP3-1 (2)			1		
	3F 動物クリーンアップ1温度設定		動物クリーンアップ室1	1				
	3F 動物クリーンアップ2温度		動物クリーンアップ室2			1		
	3F 動物クリーンアップ2湿度		CP3-1 (2)			1		
	3F 動物クリーンアップ2温度設定		動物クリーンアップ室2	1				
	3F 動物クリーンアップ3温度		動物クリーンアップ室3			1		
	3F 動物クリーンアップ3湿度		CP3-1 (2)			1		
	3F 動物クリーンアップ3温度設定		動物クリーンアップ室3	1				
	動物クリーンアップ1 くん蒸SW		CP3-1 (2)			1		
	動物クリーンアップ2 くん蒸SW		CP3-1 (2)			1		
	動物クリーンアップ3 くん蒸SW		CP3-1 (2)			1		
	ACC303蒸気弁開度						1	
	ACC-304 洗浄減菌室系統		CP3-1 (1)		1			
	FE-304 洗浄減菌室排気ファン		CP3-1 (1)	1				
	ACC-304 HEPA目詰り警報		ACC-304			1		
	FE-304-AF HEPA目詰り警報		CP3-1 (1)			1		
	3Fケージ保管室HEPA目詰警報		CP3-1 (1)			1		
	ACC-304 夏冬設定切換		ACC-304	1				
	ACC-304 給気温度		ACC-304			1		
	ACC-304 給気温度夏設定		ACC-304		1			
	ACC-304 給気温度冬設定		ACC-304		1			
	3F 洗浄減菌室温度		ACC-304			1		
	3F 洗浄減菌室温度夏設定		ACC-304		1			
	3F 洗浄減菌室温度冬設定		ACC-304		1			
	3F 洗浄減菌室湿度		ACC-304			1		
	3F 洗浄減菌室湿度夏設定		ACC-304		1			
	3F 洗浄減菌室湿度冬設定		ACC-304		1			
	FE-304 排気風速センサー		ACC-304				1	

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定 状態状態 警告警告		温度湿度 その他		
	ACC-305 病理検査室系統		CP3-1 (2)		1			
	FE-305 微生物検査室排気F		CP3-1 (2)	1				
	ACC-305 HEPA目詰り警報		ACC-305			1		
	FE-305-AF HEPA目詰り警報		CP3-1 (2)			1		
	3F病理検査室HEPA目詰警報		CP3-1 (2)			1		
	ACC-305 夏冬設定切換		ACC-305	1				
	ACC-305 給気温度		ACC-305			1		
	3F 病理検査室温度		ACC-305			1		
	3F 病理検査室温度夏設定		ACC-305		1			
	3F 病理検査室温度冬設定		ACC-305		1			
	3F 病理検査室湿度		ACC-305			1		
	3F 病理検査室湿度夏設定		ACC-305		1			
	3F 病理検査室湿度冬設定		ACC-305		1			
	病理検査室 くん蒸SW		CP3-1 (2)			1		
	ACC-305 運転/停止許可		ACC-305	1				
	ACC-306 P1実験室系統		CP3-3 (1)		1			
	FE-306 P1実験室1排気ファン		CP3-3 (1)	1				
	ACC-306 HEPA目詰り警報		ACC-306			1		
	FE-306-AF HEPA目詰り警報		ACC-306			1		
	ACC-306 夏冬設定切換		ACC-306	1				
	ACC-306 給気温度		ACC-306			1		
	3F P1実験室2温度		ACC-306			1		
	3F P1実験室2温度夏設定		ACC-306		1			
	3F P1実験室2温度冬設定		ACC-306		1			
	3F P1実験室2湿度		ACC-306			1		
	3F P1実験室2湿度夏設定		ACC-306		1			
	3F P1実験室2湿度冬設定		ACC-306		1			
	ACC-306 P1実験室1 DC		CP3-3 (1)			1		
	P1実験室 くん蒸SW		CP3-3 (1)			1		
	FE-306 排気静圧		ACC-306				1	
	ACC-307-1 凍結保存区系統1		CP3-3 (1)		1			
	ACC-307-2 凍結保存区系統2		CP3-3 (1)		1			
	FE-307 排気ファン		CP3-3 (1)	1				
	FE-307-1 凍結保存区排気F		CP3-3 (1)	1				
	FE-307-2 凍結保存区排気F		CP3-3 (1)	1				
	ACC-307 HEPA目詰り警報		ACC-307			1		
	FE-307-AF HEPA目詰り警報		CP3-3 (1)			1		
	3F凍結保存1A HEPA目詰警報		CP3-3 (1)			1		
	ACC-307 夏冬設定切換		ACC-307	1				
	ACC-307 給気温度		ACC-307			1		
	ACC-307 給気温度夏設定		ACC-307		1			
	ACC-307 給気温度冬設定		ACC-307		1			
	ACC-307 給気露点温度		ACC-307			1		
	ACC-307 給気露点温夏設定		ACC-307		1			
	ACC-307 給気露点温冬設定		ACC-307		1			
	ACC-307 間接蒸気式加湿器		ACC-307		1			
	HC-14 3F凍結保存区1A温度		凍結保存区1A			1		
	HC-14 3F凍結保存区1A湿度		CP3-3 (1)			1		
	HC-14 3F凍結区1A温度設定		凍結保存区1A	1				
	HC-15 3F凍結保存区1B温度		凍結保存区1B・前室5			1		
	HC-15 3F凍結保存区1B湿度		CP3-3 (1)			1		
	HC-15 3F凍結保存1B温度設		凍結保存区1B・前室5	1				
	HC-16 3F凍結保存区2A温度		凍結保存区2A			1		
	HC-16 3F凍結保存区2A湿度		CP3-3 (1)			1		
	HC-16 3F凍結保存2A温度設		凍結保存区2A	1				
	HC-17 3F凍結保存区2B温度		凍結保存区2B・前室			1		
	HC-17 3F凍結保存区2B湿度		CP3-3 (1)			1		
	HC-17 3F凍結保存2B温度設		凍結保存区2B・前室	1				
	凍結保存区1 くん蒸SW		CP3-3 (1)			1		
	凍結保存区2 くん蒸SW		CP3-3 (1)			1		
	ACC307蒸気弁開度						1	
	ACC-308-1 移植室系統1		CP3-3 (1)			1		
	ACC-308-2 移植室系統2		CP3-3 (1)			1		
	FE-308 排気ファン		CP3-3 (1)	1				
	FE-308-1 移植室排気F1		CP3-3 (1)	1				
	FE-308-2 移植室排気F2		CP3-3 (1)	1				
	ACC-308 HEPA目詰り警報		ACC-308			1		
	FE-308-AF HEPA目詰り警報		CP3-3 (1)			1		
	3F移植室1 HEPA目詰警報		CP3-3 (1)			1		
	ACC-308 夏冬設定切換		ACC-308	1				
	ACC-308 給気温度		ACC-308			1		
	ACC-308 給気温度夏設定		ACC-308		1			
	ACC-308 給気温度冬設定		ACC-308		1			
	ACC-308 給気露点温度		ACC-308			1		
	ACC-308 給気露点温夏設定		ACC-308		1			

中央監視点一覧表（6）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ設定 状態状態 警告警告		温度湿度その他 警報警報		
	ACC-308 給気露点温冬設定		ACC-308		1			
	ACC-308 間接蒸気式加湿器		ACC-308		1			
	HC-18 3F胚移植室1温度		胚移植室1			1		
	HC-18 3F胚移植室1湿度		CP3-3(1)			1		
	HC-18 3F胚移植1温度設定		胚移植室1	1				
	HC-19 3F胚移植室2温度		胚移植室2			1		
	HC-19 3F胚移植室2湿度		CP3-3(1)			1		
	HC-19 3F胚移植2温度設定		胚移植室2	1				
	HC-20 3F胚移植室3温度		胚移植室3			1		
	HC-20 3F胚移植室3湿度		CP3-3(1)			1		
	HC-20 3F胚移植3温度設定		胚移植室3	1				
	胚移植室 くん蒸SW		CP3-3(1)		1			
	ACC-308 運転/停止許可		ACC-308	1				
	ACC308蒸気弁開度		ACC-308				1	
	ACC-309-1生体保存系統No1		CP3-3(2)		1			
	ACC-309-2生体保存系統No2		CP3-3(2)		1			
	FE-309 排気ファン		CP3-3(2)	1				
	FE-309-1生体保存排気ファン1		CP3-3(2)	1				
	FE-309-2生体保存排気ファン2		CP3-3(2)	1				
	ACC-309 HEPA目詰り警報		ACC-309			1		
	FE-309-AF HEPA目詰り警報		CP3-3(2)			1		
	3F生体保存1 HEPA目詰警報		CP3-3(2)			1		
	ACC-309 夏冬設定切換		ACC-309	1				
	ACC-309 給気温度		ACC-309			1		
	ACC-309 給気温度夏設定		ACC-309	1				
	ACC-309 給気温度冬設定		ACC-309	1				
	ACC-309 給気露点温度		ACC-309			1		
	ACC-309 給気露点温夏設定		ACC-309	1				
	ACC-309 給気露点温冬設定		ACC-309	1				
	ACC-309 間接蒸気式加湿器		ACC-309		1			
	HC-21 3F生体保存区1温度		生体保存区1・前室			1		
	HC-21 3F生体保存区1湿度		CP3-3(2)			1		
	HC-21 3F生体保存1温度設		生体保存区1・前室	1				
	HC-22 3F生体保存区2A温度		生体保存区2A			1		
	HC-22 3F生体保存区2A湿度		CP3-3(2)			1		
	HC-22 3F生体保存2A温度設		生体保存区2A	1				
	HC-23 3F生体保存区2B温度		生体保存区2B・前室			1		
	HC-23 3F生体保存区2B湿度		CP3-3(2)			1		
	HC-23 3F生体保存2B温度設		生体保存区2B・前室	1				
	生体保存区1 くん蒸SW		CP3-3(2)		1			
	生体保存区2 くん蒸SW		CP3-3(2)		1			
	ACC309蒸気弁開度						1	
	ACC-310 遺伝子動物発生室		CP3-3(2)		1			
	FE-310 遺伝子動物室排気F		CP3-3(2)	1				
	ACC-310 HEPA目詰り警報		ACC-310			1		
	FE-310-AF HEPA目詰り警報		CP3-3(2)			1		
	3F発生室1 HEPA目詰警報		CP3-3(2)			1		
	ACC-310 夏冬設定切換		ACC-310	1				
	ACC-310 給気温度		ACC-310			1		
	遺伝子動物発生室2温度		ACC-310			1		
	遺伝子動物発生室温夏設定		ACC-310	1				
	遺伝子動物発生室温冬設定		ACC-310	1				
	遺伝子動物発生室2湿度		ACC-310			1		
	遺伝子動物発生室温夏設定		ACC-310	1				
	遺伝子動物発生室温冬設定		ACC-310	1				
	ACC-311 研究室W系統		CP3-4		1			
	FE-311 実験準備室W排気F		CP3-4	1				
	ACC-311 HEPA目詰り警報		ACC-311			1		
	ACC-311 夏冬設定切換		ACC-311	1				
	ACC-311 給気温度		ACC-311			1		
	3F-S 研究室W露気温度		ACC-311			1		
	3F-S 研究室W温度夏設定		ACC-311	1				
	3F-S 研究室W温度冬設定		ACC-311	1				
	3F-S 研究室W露気湿度		ACC-311			1		
	3F-S 研究室湿度夏設定		ACC-311	1				
	3F-S 研究室湿度冬設定		ACC-311	1				
	FE-311 排気静圧		ACC-311				1	
	ACC-312 P2実験室1W系統		CP3-4		1			
	FE-312 細胞培養室W排気F		CP3-4	1				
	ACC-312 HEPA目詰り警報		ACC-312			1		
	FE-312-AF HEPA目詰り警報		CP3-4			1		
	3F-W細胞培養HEPA目詰警報		CP3-4			1		
	ACC-312 夏冬設定切換		ACC-312	1				
	ACC-312 給気温度		ACC-312			1		
	3F P2実験室1W温度		ACC-312			1		

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ設定 状態状態 警告警告		温度湿度その他 警報警報		
	3F P2実験室1W温度夏設定		ACC-312		1			
	3F P2実験室1W温度冬設定		ACC-312		1			
	3F P2実験室1W湿度		ACC-312				1	
	3F P2実験室1W温度夏設定		ACC-312		1			
	3F P2実験室1W温度冬設定		ACC-312		1			
	ACC-313 研究室E系統		CP3-5		1			
	FE-313 実験準備室E排気F		CP3-5	1				
	ACC-313 HEPA目詰り警報		ACC-313			1		
	ACC-313 夏冬設定切換		ACC-313	1				
	ACC-313 給気温度		ACC-313				1	
	3F-S 研究室E室内温度		ACC-313				1	
	3F-S 研究室E室温度夏設定		ACC-313		1			
	3F-S 研究室E室温度冬設定		ACC-313		1			
	3F-S 研究室E室内湿度		ACC-313				1	
	3F-S 研究室E室温度夏設定		ACC-313		1			
	3F-S 研究室E室温度冬設定		ACC-313		1			
	FE-313 排気静圧		ACC-313				1	
	ACC-314 P2実験室1E系統		CP3-5		1			
	FE-314 細胞培養室E排気F		CP3-5	1				
	ACC-314 HEPA目詰り警報		ACC-314			1		
	FE-314-AF HEPA目詰り警報		CP3-5			1		
	3F-E細胞培養HEPA目詰警報		CP3-5			1		
	ACC-314 夏冬設定切換		ACC-314	1				
	ACC-314 給気温度		ACC-314				1	
	3F P2実験室1E温度		ACC-314				1	
	3F P2実験室1E温度夏設定		ACC-314		1			
	3F P2実験室1E温度冬設定		ACC-314		1			
	3F P2実験室1E湿度		ACC-314				1	
	3F P2実験室1E湿度夏設定		ACC-314		1			
	3F P2実験室1E温度冬設定		ACC-314		1			
	ACC-315 3Fラウンジ1系統		CP3-5	1				
	ACC-313 HEPA目詰り警報		ACC-315			1		
	ACC-313 夏冬設定切換		ACC-315	1				
	ACC-315 給気温度		ACC-315				1	
	3F ラウンジ1室内温度		ACC-315				1	
	3F ラウンジ1室内温度夏設定		ACC-315		1			
	3F ラウンジ1室内温度冬設定		ACC-315		1			
	3F ラウンジ1室内湿度		ACC-315				1	
	3F ラウンジ1室内湿度夏設定		ACC-315		1			
	3F ラウンジ1室内湿度冬設定		ACC-315		1			
	ACC-401 研究室W系統		CP4-1			1		
	FE-401 クロマト分析室W排気F		CP4-1	1				
	ACC-401 HEPA目詰り警報		ACC-401			1		
	ACC-401 夏冬設定切換		ACC-401	1				
	ACC-401 給気温度		ACC-401				1	
	4F-N 研究室W室内温度		ACC-401				1	
	4F-N 研究室W室温度夏設定		ACC-401		1			
	4F-N 研究室W室温度冬設定		ACC-401		1			
	4F-N 研究室W室内湿度		ACC-401				1	
	4F-N 研究室W室温度夏設定		ACC-401		1			
	4F-N 研究室W室温度冬設定		ACC-401		1			
	ACC-401 大実験室 DC		CP4-1			1		
	ACC-401 クロマト分析室 DC		CP4-1			1		
	ACC-401 倉庫 DC		CP4-1			1		
	FE-401 排気静圧		ACC-401				1	
	4F空調機夏冬設定一括切換		CP4-2		1			
	ACC-402 蛋白解析室		CP4-1			1		
	FE-402A 蛋白解析排気ファンA		ACC-402	1				
	FE-402B 蛋白解析排気ファンB		CP4-1	1				
	ACC-402 HEPA目詰り警報		ACC-402				1	
	ACC-402 夏冬設定切換		ACC-402		1			
	ACC-402 給気温度		ACC-402				1	
	4F 蛋白解析室温度		ACC-402				1	
	4F ACC-402夏設定		ACC-402		1			
	4F ACC-402冬設定		ACC-402		1			
	4F 蛋白解析室湿度		ACC-402				1	
	4F 蛋白解析室温夏設定		ACC-402		1			
	4F 蛋白解析室温冬設定		ACC-402		1			
	ACC-402 共同実験室 DC1		CP4-1			1		
	ACC-402 共同実験室 DC2		CP4-1			1		
	ACC-402 小実験室 DC1		CP4-1			1		
	ACC-402 小実験室 DC2		CP4-1			1		
	ACC-402 細胞培養室 DC1		CP4-1			1		
	ACC-402 細胞培養室 DC2		CP4-1			1		
	FE-402 排気静圧		ACC-402				1	

中央監視点一覧表（７）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ 状態状態 警告警告		温度湿度その他		
	排気ファン制御開始指令		ACC-402	1				
	ACC-403 研究室E系統		CP4-3		1			
	FE-403 研究室E排気ファン		CP4-3	1				
	ACC-403 HEPA目詰り警報		ACC-403			1		
	ACC-403 夏冬設定切換		ACC-403	1				
	ACC-403 給気温度		ACC-403			1		
	4F-N 研究員室内温度		ACC-403			1		
	4F-N 研究員室給気夏設定		ACC-403		1			
	4F-N 研究員室給気冬設定		ACC-403		1			
	4F-N 研究員室内湿度		ACC-403				1	
	4F-N 研究員室湿度夏設定		ACC-403		1			
	4F-N 研究員室湿度冬設定		ACC-403		1			
	ACC-403 研究員室 DC		CP4-3			1		
	ACC-403 研究室 DC		CP4-3			1		
	ACC-403 実験室 DC		CP4-3			1		
	FE-403 排気静圧		ACC-403				1	
	ACC-404 培養室		CP4-3			1		
	FE-404A 培養室排気ファンA		ACC-404	1				
	FE-404B 培養室排気ファンB		CP4-3	1				
	ACC-404 HEPA目詰り警報		ACC-404			1		
	ACC-404 夏冬設定切換		ACC-404	1				
	ACC-404 給気温度		ACC-404			1		
	4F 動物研究室2温度		ACC-404			1		
	4F ACC-404給気温度夏設定		ACC-404		1			
	4F ACC-404給気温度冬設定		ACC-404		1			
	4F 動物研究室2湿度		ACC-404				1	
	4F 動物研究室2湿度夏設定		ACC-404		1			
	4F 動物研究室2湿度冬設定		ACC-404		1			
	ACC-404 研究員室 DC1		CP4-3			1		
	ACC-404 研究員室 DC2		CP4-3			1		
	ACC-404 動物研究室2 DC1		CP4-3			1		
	ACC-404 動物研究室2 DC2		CP4-3			1		
	ACC-404 動物研究室1 DC1		CP4-3			1		
	ACC-404 動物研究室1 DC2		CP4-3			1		
	FE-404 排気静圧		ACC-404				1	
	排気ファン制御開始指令		ACC-404	1				
	ACC-405 研究室W系統		CP4-4			1		
	FE-405 実験準備室W排気F		CP4-4	1				
	ACC-405 HEPA目詰り警報		ACC-405			1		
	ACC-405 夏冬設定切換		ACC-405	1				
	ACC-405 給気温度		ACC-405			1		
	4F-S 研究室W室内温度		ACC-405			1		
	4F-S 研究室W室温度夏設定		ACC-405		1			
	4F-S 研究室W室温度冬設定		ACC-405		1			
	4F-S 研究室W室内湿度		ACC-405				1	
	4F-S 研究室W室湿度夏設定		ACC-405		1			
	4F-S 研究室W室湿度冬設定		ACC-405		1			
	FE-405 排気静圧		ACC-405				1	
	ACC-406 P2実験室1W系統		CP4-4			1		
	FE-406 細胞培養室W排気F		CP4-4	1				
	ACC-406 HEPA目詰り警報		ACC-406			1		
	FE-406-AF HEPA目詰り警報		CP4-4			1		
	4F-W細胞培養HEPA目詰警報		CP4-4			1		
	ACC-406 夏冬設定切換		ACC-406	1				
	ACC-406 給気温度		ACC-406			1		
	4F P2実験室1W温度		ACC-406			1		
	4F P2実験室1W温度夏設定		ACC-406		1			
	4F P2実験室1W温度冬設定		ACC-406		1			
	4F P2実験室1W湿度		ACC-406				1	
	4F P2実験室1W湿度夏設定		ACC-406		1			
	4F P2実験室1W湿度冬設定		ACC-406		1			
	ACC-407 研究室E系統		CP4-5			1		
	FE-407 実験準備室E排気F		CP4-5	1				
	ACC-407 HEPA目詰り警報		ACC-407			1		
	ACC-407 夏冬設定切換		ACC-407	1				
	ACC-407 給気温度		ACC-407			1		
	4F-S 研究室E室内温度		ACC-407			1		
	4F-S 研究室E室温度夏設定		ACC-407		1			
	4F-S 研究室E室温度冬設定		ACC-407		1			
	4F-S 研究室E室内湿度		ACC-407				1	
	4F-S 研究室E室湿度夏設定		ACC-407		1			
	4F-S 研究室E室湿度冬設定		ACC-407		1			
	FE-407 排気静圧		ACC-407				1	
	ACC-408 P2実験室1E系統		CP4-5			1		
	FE-408 細胞培養室E排気F		CP4-5	1				

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ 状態状態 警告警告		温度湿度その他		
	ACC-408 HEPA目詰り警報		ACC-408			1		
	FE-408-AF HEPA目詰り警報		CP4-5			1		
	4F-E細胞培養HEPA目詰警報		CP4-5			1		
	ACC-408 夏冬設定切換		ACC-408	1				
	ACC-408 給気温度		ACC-408			1		
	4F P2実験室1E温度		ACC-408			1		
	4F P2実験室1E温度夏設定		ACC-408		1			
	4F P2実験室1E温度冬設定		ACC-408		1			
	4F P2実験室1E湿度		ACC-408				1	
	4F P2実験室1E湿度夏設定		ACC-408					
	4F P2実験室1E湿度冬設定		ACC-408					
	ACC-409 4Fラウンジ1系統		CP4-5	1				
	ACC-409 HEPA目詰り警報		ACC-409			1		
	ACC-409 夏冬設定切換		ACC-409	1				
	ACC-409 給気温度		ACC-409			1		
	4F ラウンジ1室内温度		ACC-409			1		
	4F ラウンジ1室内温度夏設定		ACC-409		1			
	4F ラウンジ1室内温度冬設定		ACC-409		1			
	4F ラウンジ1室内湿度		ACC-409				1	
	4F ラウンジ1室内湿度夏設定		ACC-409		1			
	4F ラウンジ1室内湿度冬設定		ACC-409		1			
	1F リーダー室 FCU		1階		1			
	1F リーダー室 FCU 冷暖		1階		1			
	1F リーダー室 温度		1階				1	
	1F リーダー室 温度設定		1階		1			
	1F センター長室 FCU		1階		1			
	1F センター長室 FCU 冷暖		1階		1			
	1F センター長室 温度		1階				1	
	1F センター長室 温度設定		1階		1			
	1F中央図書室(西) FCU		1階		1			
	1F中央図書室(西) FCU冷暖		1階		1			
	1F中央図書室(西) 温度		1階				1	
	1F中央図書室(西) 温度SP		1階					
	1F中央図書室(中) FCU		1階		1			
	1F中央図書室(中) FCU冷暖		1階		1			
	1F中央図書室(中) 温度		1階				1	
	1F中央図書室(中) 温度SP		1階					
	1F中央図書室(東) FCU		1階		1			
	1F中央図書室(東) FCU冷暖		1階		1			
	1F中央図書室(東) 温度		1階				1	
	1F中央図書室(東) 温度SP		1階		1			
	1F廃棄物管理室 FCU		1階		1			
	1F廃棄物管理室 FCU冷暖		1階		1			
	1F廃棄物管理室 温度		1階				1	
	1F廃棄物管理室 温度設定		1階					
	1F 居室(北) FCU		1階		1			
	1F 居室(北) 冷暖		1階		1			
	1F 居室(北) 温度		1階				1	
	1F 居室(北) 温度設定		1階		1			
	1F 居室(南) FCU		1階		1			
	1F 居室(南) 冷暖		1階		1			
	1F 居室(南) 温度		1階				1	
	1F 居室(南) 温度設定		1階					
	1F 会議室 FCU		1階		1			
	1F 会議室 冷暖		1階		1			
	1F 会議室 温度		1階				1	
	1F 会議室 温度設定		1階					
	1F R1管理室 FCU	ACC-104	1階		1			
	1F R1管理室 温度	1階					1	
	1F R1管理室 温度設定	1階			1			
	1F 資料保管室 FCU	ACC-101	1階		1			
	1F 資料保管室 FCU 冷/暖	ACC-101	1階		1			
	1F 資料保管室 温度	1階					1	
	1F 資料保管室 温度設定	1階			1			
	1F 戦略企画部1 FCU	ACC-105	1階		1			
	1F 企画1 FCU 冷/暖切換	ACC-105	1階		1			
	1F 戦略企画部1 温度	1階					1	
	1F 戦略企画部1 温度設定	1階			1			
	1F 戦略企画部2 FCU	ACC-101	1階		1			
	1F 企画2 FCU 冷/暖切換	ACC-101	1階		1			
	1F 戦略企画部2 温度	1階					1	
	1F 戦略企画部2 温度設定	1階			1			
	1F 女子ロッカー室 FCU	ACC-102	1階		1			
	1F 女子ロッカー室 FCU 冷/暖	ACC-102	1階		1			
	1F 女子ロッカー室 温度	1階					1	

中央監視点一覧表（８）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ 状態状態 警報		温度湿度その他		
	1F 女子ロッカー室 温度設定		1階		1			
	1F 男子ロッカー室 FCU		ACC-102	1				
	1F 男子ロッカー室 FCU 冷/暖		ACC-102	1				
	1F 男子ロッカー室 温度		1階			1		
	1F 男子ロッカー室 温度設定		1階		1			
	1F 戦略企画部長室 FCU		ACC-101	1				
	1F 戦略企画部長FCU 冷/暖		ACC-101	1				
	1F 戦略企画部長室 温度		1階			1		
	1F 戦略企画部長 温度設定		1階		1			
	1F 資料室1 FCU		ACC-105	1				
	1F 資料室1 FCU 冷/暖切換		ACC-105	1				
	1F 資料室1 温度		1階			1		
	1F 資料室1 温度設定		1階		1			
	1F 総務部長室 FCU		ACC-104	1				
	1F 総務部長室 FCU 冷/暖		ACC-104	1				
	1F 総務部長室 温度		1階			1		
	1F 総務部長室 温度設定		1階		1			
	1F 総務部(西) FCU		ACC-104	1				
	1F 総務部(西) FCU 冷/暖		ACC-104	1				
	1F 総務部(西) 温度		1階			1		
	1F 総務部(西) 温度設定		1階		1			
	1F 総務部(東) FCU		ACC-104	1				
	1F 総務部(東) FCU 冷/暖		ACC-104	1				
	1F 総務部(東) 温度		1階			1		
	1F 総務部(東) 温度設定		1階		1			
	1F 応接室2 FCU		ACC-101	1				
	1F 応接室2 FCU 冷/暖切換		ACC-101	1				
	1F 応接室2 温度		1階			1		
	1F 応接室2 温度設定		1階		1			
	1F 応接室1 FCU		ACC-101	1				
	1F 応接室1 FCU 冷/暖切換		ACC-101	1				
	1F 応接室1 温度		1階			1		
	1F 応接室1室 温度設定		1階		1			
	1F 役員室 FCU		ACC-105	1				
	1F 役員室 FCU 冷/暖切換		ACC-105	1				
	1F 役員室 温度		1階			1		
	1F 役員室 温度設定		1階		1			
	1F 理事長室 FCU		ACC-105	1				
	1F 理事長室 FCU 冷/暖		ACC-105	1				
	1F 理事長室 温度		1階			1		
	1F 理事長室 温度設定		1階		1			
	1F 第2会議室S FCU		ACC-105	1				
	1F 第2会議室S FCU 冷/暖		ACC-105	1				
	1F 第2会議室S 温度		1階			1		
	1F 第2会議室S 温度設定		1階		1			
	1F 第2会議室N FCU		ACC-102	1				
	1F 第2会議室N FCU 冷/暖		ACC-102	1				
	1F 第2会議室N 温度		1階			1		
	1F 第2会議室N 温度設定		1階		1			
	1F 会議室1A FCU		ACC-102	1				
	1F 会議室1A FCU 冷/暖		ACC-102	1				
	1F 会議室1A 温度		1階			1		
	1F 会議室1A 温度設定		1階		1			
	1F 会議室1B FCU		ACC-102	1				
	1F 会議室1B FCU 冷/暖		ACC-102	1				
	1F 会議室1B 温度		1階			1		
	1F 会議室1B 温度設定		1階		1			
	2F暗室2 FCU		ACC-205	1				
	2F暗室2 温度		2階			1		
	2F暗室2 温度設定		2階		1			
	2F研究室2 FCU		ACC-205	1				
	2F研究室2 温度		2階			1		
	2F研究室2 温度SP		2階		1			
	2Fラウンジ3 FCU		ACC-204	1				
	2Fラウンジ3 FCU 冷/暖切換		ACC-204	1				
	2Fラウンジ3 温度		2階			1		
	2Fラウンジ3 温度設定		2階		1			
	2Fフリーザー多目的室FCU		ACC-204	1				
	2Fフリーザー多目的 FCU 冷/暖		ACC-204	1				
	2Fフリーザー多目的室 温度		2階			1		
	2Fフリーザー多目的 温度設定		2階		1			
	2F次世代質量分析室 FCU		ACC-204	1				
	2F次世代質量分析 FCU SW		ACC-204	1				
	2F次世代質量分析室 温度		2階			1		
	2F次世代質量分 温度設定		2階		1			

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ 状態状態 警報		温度湿度その他		
	2F実験室(北) FCU		ACC-201	1				
	2F実験室(北)FCU SW		ACC-201	1				
	2F実験室(北)温度		2階			1		
	2F実験室(北)温度SP		2階		1			
	2F実験室(南) FCU		ACC-203	1				
	2F実験室(南) FCU SW		ACC-203	1				
	2F実験室(南) 温度		2階			1		
	2F実験室(南) 温度SP		2階		1			
	2F政策論理研究室 FCU		ACC-201	1				
	2F政策論理研究室 FCU SW		ACC-201	1				
	2F政策論理研究室 温度		2階			1		
	2F政策論理研究 温度設定		2階		1			
	2F細胞観察室 FCU		ACC-204	1				
	2F細胞観察室 FCU冷/暖		ACC-204	1				
	2F細胞観察室 温度		2階			1		
	2F細胞観察室 温度設定		2階		1			
	2F細胞培養ボスドク FCU		ACC-201	1				
	2F細胞培養ボスドク FCU SW		ACC-201	1				
	2F細胞培養ボスドク 温度		2階			1		
	2F細胞培養ボスドク 温度SP		2階		1			
	2F資料室FCU		ACC-204	1				
	2F資料室FCU冷/暖		ACC-204	1				
	2F資料室温度		2階			1		
	2F資料室温度設定		2階		1			
	2Fプロジェクト研究室 FCU		ACC-201	1				
	2Fプロジェクト研究室 FCU SW		ACC-201	1				
	2Fプロジェクト研究室 温度		2階			1		
	2Fプロジェクト研究室 温度SP		2階		1			
	2F難病疾患資源研究室 FCU		ACC-201	1				
	2F難病疾患資源研究室 SW		ACC-201	1				
	2F難病疾患資源研究 温度		2階			1		
	2F難病疾患資源研究 TESP		2階		1			
	2Fラウンジ2(西) FCU		ACC-203	1				
	2Fラウンジ2(西) 温度		2階			1		
	2Fラウンジ2(西) 温度設定		2階		1			
	2Fプロジェクトリーダー室W FCU		ACC-205	1				
	2Fプロジェクトリーダー室W 温度		2階			1		
	2Fプロジェクトリーダー室W TESP		2階		1			
	2F女子ロッカー室 FCU		ACC-203	1				
	2F女子ロッカー室 温度		2階			1		
	2F女ロッカー室 温度設定		2階		1			
	2F男子ロッカー室 FCU		ACC-203	1				
	2F男子ロッカー室 温度		2階			1		
	2F男ロッカー室 温度設定		2階		1			
	2F会議室 FCU		ACC-205	1				
	2F会議室 温度		2階			1		
	2F会議室 TESP		2階		1			
	2Fラウンジ2(東) FCU		ACC-203	1				
	2Fラウンジ2(東) 温度		2階			1		
	2Fラウンジ2(東) 温度設定		2階		1			
	ACP-2-2-1 空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-2-2-1空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-2-2-2空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-2-3空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-2-4空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-3-1空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-3-2空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-4 空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	ACP-2-5 空冷HPエアコン警報		CP-2-2-2			1		
	3Fクリーン廊下(東) FCU		ACC-306	1				
	3Fクリーン廊下(東) 温度		3階			1		
	3Fクリーン廊下(東) 温度設定		3階		1			
	3F更衣室2 FCU		ACC-306	1				
	3F更衣室2 温度		3階			1		
	3F更衣室2 温度設定		3階		1			
	3F研究室(居室) FCU		ACC-309	1				
	3F研究室(居室)温度		3階			1		
	3F研究室(居室)温度設定		3階		1			
	3Fバスルーム3 FCU		ACC-306	1				
	3Fバスルーム3 温度		3階			1		
	3Fバスルーム3 温度設定		3階		1			
	3Fラウンジ2(西) FCU		ACC-306	1				
	3Fラウンジ2(西) 温度		3階			1		
	3Fラウンジ2(西) 温度設定		3階		1			
	3Fプロジェクトリーダー室W FCU		ACC-309	1				

中央監視点一覧表（９）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ 状態状態 警報警報	設定 状態 警報	温度 湿度 その他	積算	
	3Fプロジェクトリーダー室W温度		3階			1		
	3Fプロジェクトリーダー室W温度SP		3階		1			
	3F女子ロッカー室 FCU		ACC-306	1				
	3F女子ロッカー室温度		3階			1		
	3F女子ロッカー室温度設定		3階		1			
	3F男子ロッカー室 FCU		ACC-306	1				
	3F男子ロッカー室温度		3階			1		
	3F男子ロッカー室温度設定		3階		1			
	3Fプロジェクトリーダー室E FCU		ACC-309	1				
	3Fプロジェクトリーダー室E温度		3階			1		
	3Fプロジェクトリーダー室E温度SP		3階		1			
	3Fラウンジ2（東） FCU		ACC-309	1				
	3Fラウンジ2（東） 温度		3階			1		
	3Fラウンジ2（東） 温度設定		3階		1			
	3F クリーン廊下（西） FCU		ACC-302	1				
	3F クリーン廊下（西） 温度		3階			1		
	3F クリーン廊下（西） 温度設定		3階		1			
	3F 更衣室1 FCU		ACC-302	1				
	3F 更衣室1 温度		3階			1		
	3F 更衣室1 温度設定		3階		1			
	3F 喫室3 FCU		ACC-302	1				
	3F 喫室3 温度		3階			1		
	3F 喫室3 温度設定		3階		1			
	3F 前室4 FCU		ACC-302	1				
	3F 前室4 温度		3階			1		
	3F 前室4 温度設定		3階		1			
	3F 動物管理室 FCU		ACC-302	1				
	3F 動物管理室 温度		3階			1		
	3F 動物管理室 温度設定		3階		1			
	3F 動物資源リーダー室 FCU		ACC-302	1				
	3F 動物資源リーダー室温度		3階			1		
	3F 動物資源リーダー室温度設定		3階		1			
	4F ロッカー室1 FCU		ACC-410	1				
	4F ロッカー室1 温度		4階			1		
	4F ロッカー室1 温度設定		4階		1			
	4F ロッカー室2 FCU		ACC-410	1				
	4F ロッカー室2 温度		4階			1		
	4F ロッカー室2 温度設定		4階		1			
	4F 化学薬品管理保管W FCU		ACC-410	1				
	4F 化学薬品管理保管W温度		4階			1		
	4F 化学薬品管理W温度設定		4階		1			
	4F-Nプロジェクトリーダー室W FCU		ACC-410	1				
	4F-Nプロジェクトリーダー室W温度		4階-N			1		
	4F-NプロジェクトリーダーW温度設定		4階-N		1			
	4F ラウンジ3 FCU		ACC-410	1				
	4F ラウンジ3 温度		4階			1		
	4F ラウンジ3 温度設定		4階		1			
	4F-Nプロジェクトリーダー室E FCU		ACC-401	1				
	4F-Nプロジェクトリーダー室E温度		4階-N			1		
	4F-NプロジェクトリーダーE温度設定		4階-N		1			
	4F 培養室 FCU		ACC-410	1				
	4F 培養室 温度		4階			1		
	4F 培養室 温度設定		4階		1			
	4F-Sプロジェクトリーダー室W FCU		ACC-401	1				
	4F-Sプロジェクトリーダー室W温度		4階-S			1		
	4F-SプロジェクトリーダーW温度設定		4階-S		1			
	4F 女子ロッカー室 FCU		ACC-410	1				
	4F 女子ロッカー室温度		4階			1		
	4F 女子ロッカー室温度設定		4階		1			
	4F 男子ロッカー室 FCU		ACC-410	1				
	4F 男子ロッカー室温度		4階			1		
	4F 男子ロッカー室温度設定		4階		1			
	4F-Sプロジェクトリーダー室E FCU		ACC-401	1				
	4F-Sプロジェクトリーダー室E温度		4階-S			1		
	4F-SプロジェクトリーダーE温度設定		4階-S		1			
	4F ラウンジ2-E FCU		ACC-410	1				
	4F ラウンジ2-E 温度		4階			1		
	4F ラウンジ2-E 温度設定		4階		1			
	4F ラウンジ2-W FCU		4階	1				
	4F ラウンジ2-W 温度		4階			1		
	4F ラウンジ2-W 温度設定		4階		1			
	FE-106 男女便所排気ファン		CP-1-3	1				
	外気温度		CP-1-3		1			
	外気温度状態ON 温度設定		CP-1-3		1			
	外気温度状態ON D1FF		CP-1-3		1			

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわわ 状態状態 警報警報	設定 状態 警報	温度 湿度 その他	積算	
	外気温度状態ON 遅延		CP-1-3		1			
	FE-212 男女便所1 排気F		CP2-5	1				
	FE-222 ラウンジ3 排気ファン		CP2-5	1				
	FE-231 器具類保管庫排気F		CP2-5	1				
	FS-307 純水製造室E給気F		CP3-3(2)	1				
	FE-315 男女便所1 排気F		CP3-3(2)	1				
	FE-329 純水製造室E排気F		CP3-3(2)		1			
	FS-306 純水製造室W給気F		CP3-1(2)	1				
	FE-328 純水製造室W排気F		CP3-1(2)		1			
	オートクレーブPACケージACP301-2		CP3-1(1)		1			
	オートクレーブPAC前室3ACP301-1		CP3-1(1)		1			
	FE-101-1 実験室排気F1		CP4-1	1				
	FE-101-2 実験室排気F2		CP4-1	1				
	FE-102 R1実験室排気ファン		CP4-1	1				
	FE-409 男女便所1 排気F		CP4-3	1				
	FE-419 ラウンジ3 排気ファン		CP4-1	1				
	FE-421 化学薬品室W 排気F		CP4-1	1				
	FE-422 化学薬品室E 排気F		CP4-3	1				
	FE-101 排気ファン運転		CP4-1		1			
	1F 電気室上部ビット漏水		CP-1-3			1		
	1F 電子顕微鏡室上部漏水		CP1-1			1		
	1F 走査電子顕微鏡室漏水		CP1-1			1		
	1F 汎用NMR室上部漏水		CP1-1			1		
	1F 中央情報管理室上漏水		CP1-2			1		
	2F 研究部門サーバ室上漏水		CP2-2			1		
	PU-1 中水加圧給水ポンプ		CP5-1		1			
	TWR-1 給湯補給水槽 満		CP5-1			1		
	TWR-1 給湯補給水槽 減		CP5-1			1		
	SC-1 スクラバー 運転		ACC-410		1			
	SC-1-W スクラバー 一括警報		ACC-410		1			
	SC-2 スクラバー 運転		ACC-410		1			
	SC-2-W スクラバー 一括警報		ACC-410		1			
	SC-2-W スクラバー 運転		CP5-1		1			
	SC-2-W スクラバー 一括警報		CP5-1		1			
	SC-2-E スクラバー 運転		CP5-1		1			
	SC-2-E スクラバー 一括警報		CP5-1		1			
	SC-3-2 スクラバー 運転		ACC-410		1			
	SC-3-2 スクラバー 一括警報		ACC-410		1			
	SC-3-1 スクラバー 運転		ACC-410		1			
	SC-3-1 スクラバー 一括警報		ACC-410		1			
	SC-1・2 静圧		ACC-410				1	
	SC-3-1・2 静圧		ACC-410				1	
	1F 極低温プレハブ一括警報		CP1-1			1		
	1F 低・恒温プレハブ一括警報		CP1-1			1		
	1F 恒温室プレハブ 一括警報		CP1-1			1		
	1F R1監視盤 一括警報		CP1-1			1		
	2F 低・恒温Wプレハブ一括警		CP2-3			1		
	2F 低・恒温Eプレハブ一括警		CP2-4			1		
	純水装置 一括警報		CP3-3(2)			1		
	3F 低・恒温Wプレハブ一括警		CP3-4			1		
	3F 低・恒温Eプレハブ一括警		CP3-5			1		
	純水装置 一括警報		CP3-1(2)			1		
	4F 恒温室プレハブ一括警報		CP4-2			1		
	4F 低・恒温Wプレハブ一括警		CP4-4			1		
	4F 低・恒温Eプレハブ一括警		CP4-5			1		
	北棟R1系統 上水量水器		CP1-2				1	
	北棟実験系統 量水器		CP1-2				1	
	外部散水系統 量水器		CP1-2				1	
	灌水自動散水 量水器		CP1-2				1	
	北棟R1系統 上水量水器小		CP1-2				1	
	南棟 西系統 上水量水器		CP2-2				1	
	南棟 東系統 上水量水器		CP2-2				1	
	北棟 西系統 上水量水器		CP2-2				1	
	北棟 東系統 上水量水器		CP2-2				1	
	南棟 西系統 上水量水器小		CP2-2				1	
	南棟 東系統 上水量水器小		CP2-2				1	
	北棟 西系統 上水量水器小		CP2-2				1	
	南棟 西系統 上水量水器		CP3-2				1	
	南棟 東系統 上水量水器		CP3-2				1	
	北棟系統上水量水器（純水）		CP3-2				1	
	南棟 西系統 上水量水器小		CP3-2				1	
	南棟 東系統 上水量水器小		CP3-2				1	
	北棟系統 上水量水器小		CP3-2				1	
	南棟 西系統 上水量水器		CP4-2				1	
	南棟 東系統 上水量水器		CP4-2				1	

中央監視点一覧表（１０）

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定状態状態				
	北棟 西系統 上水量水器		CP4-2				1	
	北棟 東系統 上水量水器		CP4-2				1	
	屋上庭園自動散水 量水器		CP5-1				1	
	上水給湯補給水 量水器		CP5-1				1	
	便所系統 量水器		CP5-1				1	
	CT補給水 量水器		CP5-1				1	
	スクラバー補給水 量水器		CP5-1				1	
	南棟 西系統 上水量水器小		CP4-2				1	
	南棟 東系統 上水量水器小		CP4-2				1	
	北棟 西系統 上水量水器小		CP4-2				1	
	北棟 東系統 上水量水器小		CP4-2				1	
	上水給湯補給水 量水器小		CP5-1				1	
	便所系統 量水器小		CP5-1				1	
	空調系統補給水 量水器小		CP5-1				1	
	スクラバー補給水 量水器小		CP5-1				1	
	B1F 機械室・熱源火災信号		CP-1-3			1		
	B1F 機械室その他火災信号		CP-1-3			1		
	1F 中央 火災信号		CP-1-3			1		
	1F 南棟一括火災信号		CP-1-3			1		
	1F 北棟R1施設火災信号		CP-1-3			1		
	1F北棟その他居室一括火災		CP-1-3			1		
	1F 北棟廊下火災信号		CP-1-3			1		
	2F 中央 火災信号		CP-1-3			1		
	2F 南棟一括火災信号		CP-1-3			1		
	2F 北棟居室一括火災信号		CP-1-3			1		
	2F 北棟廊下火災信号		CP-1-3			1		
	3F 中央 火災信号		CP-1-3			1		
	3F 南棟一括火災信号		CP-1-3			1		
	3F 北棟居室一括火災信号		CP-1-3			1		
	3F 北棟廊下火災信号		CP-1-3			1		
	4F 中央 火災信号		CP-1-3			1		
	4F 南棟一括火災信号		CP-1-3			1		
	4F 北棟居室一括火災信号		CP-1-3			1		
	4F 北棟廊下火災信号		CP-1-3			1		
	5F 一括火災信号		CP-1-3			1		
	自火報（予備1）		CP-1-3			1		
	自火報（予備2）		CP-1-3			1		
	自火報（予備3）		CP-1-3			1		
	自火報（予備4）		CP-1-3			1		
	電気設備 一括		警報盤		1			
	受変電設備 一括		警報盤		1			
	非常用発電機 一括		警報盤		1			
	動力盤・実験盤 一括		警報盤		1			
	空調設備 一括		警報盤		1			
	空調熱源機器 一括		警報盤		1			
	空調機 一括		警報盤		1			
	給排気ファン 一括		警報盤		1			
	フィルター目詰り一括		警報盤		1			
	漏水 一括		警報盤		1			
	衛生設備 一括		警報盤		1			
	衛生熱源機器 一括		警報盤		1			
	給水ポンプ 一括		警報盤		1			
	排水ポンプ 一括		警報盤		1			
	水位 一括		警報盤		1			
	防災設備 一括		警報盤		1			
	予備（1）		警報盤		1			
	予備（2）		警報盤		1			
	警報ブザーリセット		警報盤		1			
	警報盤ブザー出力		警報盤		1			
	ランプ入力		警報盤			1		
	CP1-3 インターホン		CP-1-3		1			
	CP1-1 インターホン		CP1-1		1			
	CP1-2 インターホン		CP1-2		1			
	CP1-4 インターホン		CP1-4		1			
	警報盤 インターホン		警報盤		1			
	CP2-1 インターホン		CP2-1		1			
	CP2-2 インターホン		CP2-2		1			
	CP2-5 インターホン		CP2-5		1			
	CP2-3 インターホン		CP2-3		1			
	CP2-4 インターホン		CP2-4		1			
	CP3-3（1） インターホン		CP3-3（1）		1			
	CP3-3（2） インターホン		CP3-3（2）		1			
	CP3-4 インターホン		CP3-4		1			
	CP3-5 インターホン		CP3-5		1			
	CP3-1（1） インターホン		CP3-1（1）		1			

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視	監視	計 測	計量	備 考
				わわわ設定状態状態				
	CP3-1（2） インターホン		CP3-1（2）		1			
	CP3-2 インターホン		CP3-2		1			
	CP4-1 インターホン		CP4-1		1			
	CP4-2 インターホン		CP4-2		1			
	CP4-3 インターホン		CP4-3		1			
	CP4-4 インターホン		CP4-4		1			
	CP4-5 インターホン		CP4-5		1			
	CP5-1 インターホン		CP5-1		1			
	ACC-101 凍結防止信号		ACC-101		1			
	ACC-102 凍結防止信号		ACC-102		1			
	ACC-103 凍結防止信号		ACC-103		1			
	ACC-104 凍結防止信号		ACC-104		1			
	ACC-105 凍結防止信号		ACC-105		1			
	ACC-106 凍結防止信号		ACC-106		1			
	ACC-101 加湿 禁止／許可		ACC-101		1			
	ACC-102 加湿 禁止／許可		ACC-102		1			
	ACC-103 加湿 禁止／許可		ACC-103		1			
	ACC-105 加湿 禁止／許可		ACC-105		1			
	ACC-106 加湿 禁止／許可		ACC-106		1			
	ACC-101 除湿 禁止／許可		ACC-101		1			
	ACC-102 除湿 禁止／許可		ACC-102		1			
	ACC-103 除湿 禁止／許可		ACC-103		1			
	ACC-105 除湿 禁止／許可		ACC-105		1			
	ACC-106 除湿 禁止／許可		ACC-106		1			
	ACC-104 加湿 禁止／許可		ACC-104		1			
	ACC-104 除湿 禁止／許可		ACC-104		1			
	ACC-201 凍結防止信号		ACC-201		1			
	ACC-202 凍結防止信号		ACC-202		1			
	ACC-203 凍結防止信号		ACC-203		1			
	ACC-204 凍結防止信号		ACC-204		1			
	ACC-205 凍結防止信号		ACC-205		1			
	ACC-206 凍結防止信号		ACC-206		1			
	ACC-207 凍結防止信号		ACC-207		1			
	ACC-208 凍結防止信号		ACC-208		1			
	ACC-209 凍結防止信号		ACC-209		1			
	ACC-210 凍結防止信号		ACC-210		1			
	ACC-211 凍結防止信号		ACC-211		1			
	ACC-212 凍結防止信号		ACC-212		1			
	ACC-201 加湿 禁止／許可		ACC-201		1			
	ACC-202 加湿 禁止／許可		ACC-202		1			
	ACC-203 加湿 禁止／許可		ACC-203		1			
	ACC-204 加湿 禁止／許可		ACC-204		1			
	ACC-205 加湿 禁止／許可		ACC-205		1			
	ACC-206 加湿 禁止／許可		ACC-206		1			
	ACC-207 加湿 禁止／許可		ACC-207		1			
	ACC-208 加湿 禁止／許可		ACC-208		1			
	ACC-209 加湿 禁止／許可		ACC-209		1			
	ACC-210 加湿 禁止／許可		ACC-210		1			
	ACC-211 加湿 禁止／許可		ACC-211		1			
	ACC-212 加湿 禁止／許可		ACC-212		1			
	ACC-201 除湿 禁止／許可		ACC-201		1			
	ACC-202 除湿 禁止／許可		ACC-202		1			
	ACC-203 除湿 禁止／許可		ACC-203		1			
	ACC-204 除湿 禁止／許可		ACC-204		1			
	ACC-205 除湿 禁止／許可		ACC-205		1			
	ACC-206 除湿 禁止／許可		ACC-206		1			
	ACC-207 除湿 禁止／許可		ACC-207		1			
	ACC-208 除湿 禁止／許可		ACC-208		1			
	ACC-209 除湿 禁止／許可		ACC-209		1			
	ACC-210 除湿 禁止／許可		ACC-210		1			
	ACC-211 除湿 禁止／許可		ACC-211		1			
	ACC-212 除湿 禁止／許可		ACC-212		1			
	ACC-306 凍結防止信号		ACC-306		1			
	ACC-307 凍結防止信号		ACC-307		1			
	ACC-308 凍結防止信号		ACC-308		1			
	ACC-309 凍結防止信号		ACC-309		1			
	ACC-310 凍結防止信号		ACC-310		1			
	ACC-311 凍結防止信号		ACC-311		1			
	ACC-312 凍結防止信号		ACC-312		1			
	ACC-313 凍結防止信号		ACC-313		1			
	ACC-314 凍結防止信号		ACC-314		1			
	ACC-315 凍結防止信号		ACC-315		1			
	氷蓄熱槽水位		CP3-3（2）				1	
	氷蓄熱補給水量水器		CP3-3（2）				1	
	ACC-306 加湿 禁止／許可		ACC-306		1			

中央監視点一覧表(11)

記 号	名 称	監視対象盤	リモートステーション	操作・監視		監 視		計 測		計量	備 考
				わわ 状態 警報	わわ 設定 状態 警報	状態 警報	状態 警報	温度	湿度		
	ACC-307 加湿 禁止／許可		ACC-307	1							
	ACC-308 加湿 禁止／許可		ACC-308	1							
	ACC-309 加湿 禁止／許可		ACC-309	1							
	ACC-310 加湿 禁止／許可		ACC-310	1							
	ACC-311 加湿 禁止／許可		ACC-311	1							
	ACC-312 加湿 禁止／許可		ACC-312	1							
	ACC-313 加湿 禁止／許可		ACC-313	1							
	ACC-314 加湿 禁止／許可		ACC-314	1							
	ACC-315 加湿 禁止／許可		ACC-315	1							
	ACC-306 除湿 禁止／許可		ACC-306	1							
	ACC-307 除湿 禁止／許可		ACC-307	1							
	ACC-308 除湿 禁止／許可		ACC-308	1							
	ACC-309 除湿 禁止／許可		ACC-309	1							
	ACC-310 除湿 禁止／許可		ACC-310	1							
	ACC-311 除湿 禁止／許可		ACC-311	1							
	ACC-312 除湿 禁止／許可		ACC-312	1							
	ACC-313 除湿 禁止／許可		ACC-313	1							
	ACC-314 除湿 禁止／許可		ACC-314	1							
	ACC-315 除湿 禁止／許可		ACC-315	1							
	ACC-301 凍結防止信号		ACC-301	1							
	ACC-302 凍結防止信号		ACC-302	1							
	ACC-303 凍結防止信号		ACC-303	1							
	ACC-304 凍結防止信号		ACC-304	1							
	ACC-305 凍結防止信号		ACC-305	1							
	ACC-301 加湿 禁止／許可		ACC-301	1							
	ACC-302 加湿 禁止／許可		ACC-302	1							
	ACC-303 加湿 禁止／許可		ACC-303	1							
	ACC-304 加湿 禁止／許可		ACC-304	1							
	ACC-305 加湿 禁止／許可		ACC-305	1							
	ACC-301 除湿 禁止／許可		ACC-301	1							
	ACC-302 除湿 禁止／許可		ACC-302	1							
	ACC-303 除湿 禁止／許可		ACC-303	1							
	ACC-304 除湿 禁止／許可		ACC-304	1							
	ACC-305 除湿 禁止／許可		ACC-305	1							
	ACC-401 凍結防止信号		ACC-401	1							
	ACC-402 凍結防止信号		ACC-402	1							
	ACC-403 凍結防止信号		ACC-403	1							
	ACC-404 凍結防止信号		ACC-404	1							
	ACC-405 凍結防止信号		ACC-405	1							
	ACC-406 凍結防止信号		ACC-406	1							
	ACC-407 凍結防止信号		ACC-407	1							
	ACC-408 凍結防止信号		ACC-408	1							
	ACC-409 凍結防止信号		ACC-409	1							
	FE-402-A運転指令		ACC-402				1				
	FE-402-B運転指令		ACC-402				1				
	FE-404-A運転指令		ACC-404				1				
	FE-404-B運転指令		ACC-404				1				
	FE-402 増段指令		ACC-402	1							
	FE-404 増段指令		ACC-404	1							
	SC西系統 減段指令		ACC-410	1							
	SC東系統 減段指令		ACC-410	1							
	ACC-401 加湿 禁止／許可		ACC-401	1							
	ACC-402 加湿 禁止／許可		ACC-402	1							
	ACC-403 加湿 禁止／許可		ACC-403	1							
	ACC-404 加湿 禁止／許可		ACC-404	1							
	ACC-405 加湿 禁止／許可		ACC-405	1							
	ACC-406 加湿 禁止／許可		ACC-406	1							
	ACC-407 加湿 禁止／許可		ACC-407	1							
	ACC-408 加湿 禁止／許可		ACC-408	1							
	ACC-409 加湿 禁止／許可		ACC-409	1							
	ACC-401 除湿 禁止／許可		ACC-401	1							
	ACC-402 除湿 禁止／許可		ACC-402	1							
	ACC-403 除湿 禁止／許可		ACC-403	1							
	ACC-404 除湿 禁止／許可		ACC-404	1							
	ACC-405 除湿 禁止／許可		ACC-405	1							
	ACC-406 除湿 禁止／許可		ACC-406	1							
	ACC-407 除湿 禁止／許可		ACC-407	1							
	ACC-408 除湿 禁止／許可		ACC-408	1							
	ACC-409 除湿 禁止／許可		ACC-409	1							
	凍結保存区1B・前室5		ACC-308	1							
	凍結保存区1A		ACC-308	1							
	移梱室3		ACC-308	1							
	移梱室1		ACC-308	1							
	肺移梱室2		ACC-308	1							
	凍結保存区2A・前室5		ACC-308	1							

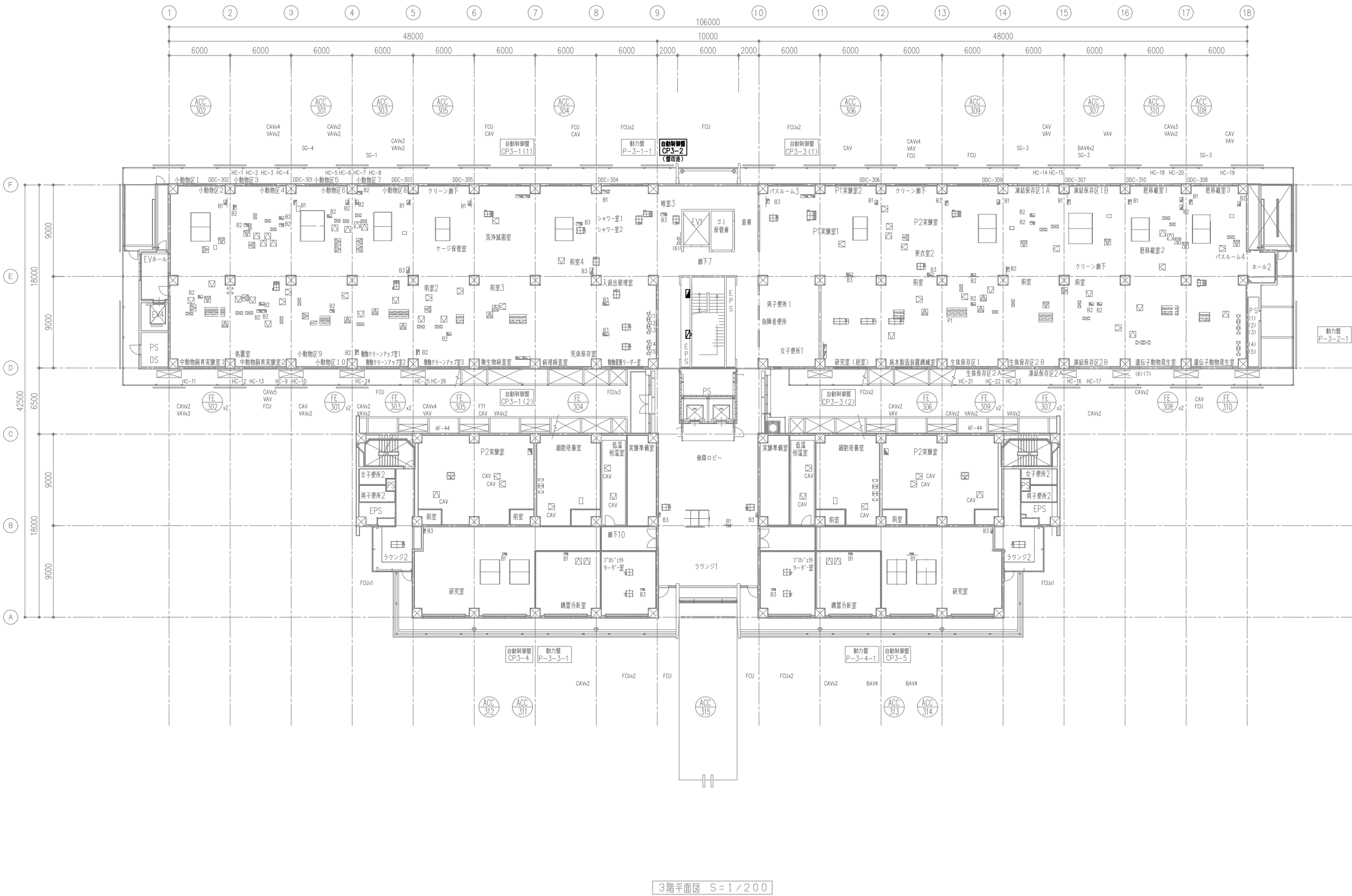
[illegible]

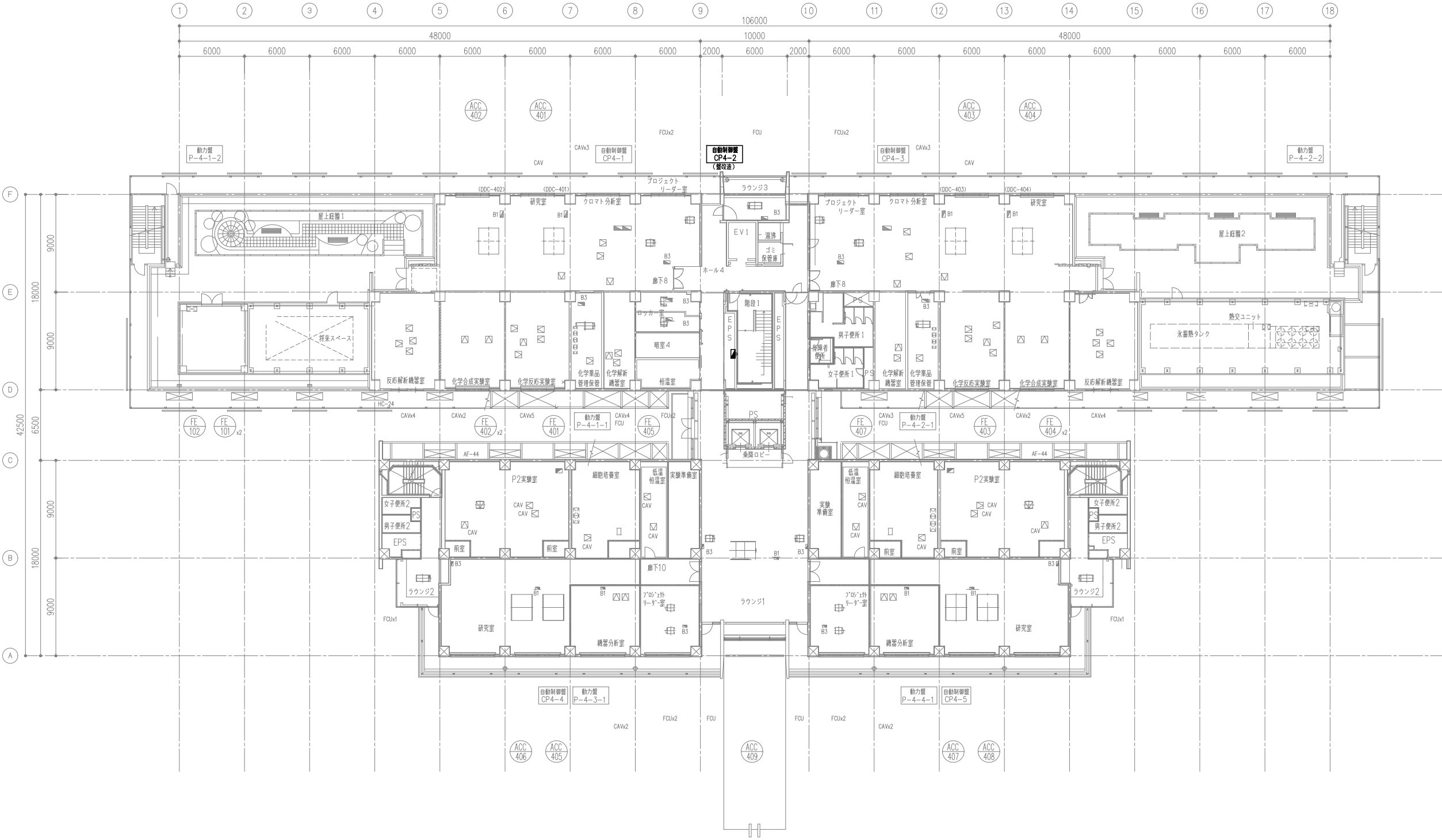


1階平面図 S=1/200



2階平面図 S=1/200





4階平面図 S=1/200

収入印紙

貼 付

工 事 請 負 契 約 書

- 一 工 事 名 大阪本所中央監視システム更新工事
- 二 工事場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 三 工 期 自 契約締結日
至 令和9年3月31日
- 四 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 五 契約保証金 請負代金の10分の1

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和8年 月 日

発 注 者 住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
氏 名 契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中 村 祐 輔 印

受 注 者 住 所
氏 名

印

(総則)

- 第一条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第三条 受注者は、この契約締結後十営業日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付。

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証。

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第四項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。

3 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十七条第三項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第六条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第七条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第八条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第九条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
 - 二 主任技術者又は監理技術者
 - 三 専門技術者（建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第十一条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第十二条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第十四条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければ

ばならない。

- 4 監督員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第十五条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監

督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第十七条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的

又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

- 第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第二十一条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十二条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十一条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第二十六条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害

(第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の

額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十二條まで、第二十五条から第二十七條まで、前条又は第三十三條の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第三十二条 受注者は、前条第二項（同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、第一項の期限内に代金を支払わない場合には、受注者に対し、政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条の規定により計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（部分使用）

- 第三十三条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

- 第三十四条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第一項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する
 - 4 受注者は、前項に中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十六条まで、第四十条及び第四十九条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十七条又は第三十八条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額に中からその超過額

を控除することができる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を総額した場合において、増額後の請負代金が減額前の請負代金以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金の十分の五) 第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六) の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法に関する法律第八条の規定により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第三十五条 受注者は、前条第五項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第三十六条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第三十七条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（第十三条第二項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について、次項から第七項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中四回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第三項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。

この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第一項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第一項の請負代金相当額 $\times$ $(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

- 7 第五項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第三十八条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十一条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十二条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第三十二条第一項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第三十二条第一項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ $(1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

(第三者による代理受領)

第三十九条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十七条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第四十条 受注者は、発注者が第三十四条、第三十七条又は第三十八条において準用される第三十二条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第四十一条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十二条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三パーセントの割合で計算した額とする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第四十三条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - 一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - 二 工事完成債務
 - 三 契約不適合に係る債務
 - 四 解除権
 - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号

に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第四十四条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 第四十九条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第一項第一号から第五号までの規定により、この契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき

は、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第四十五条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第四十六条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五（工期の十分の五が六月を超えるときは、六月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第四十七条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第一項の場合において、第三十四条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第三十七条及び第四十一条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十七条の規定による時にあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前二条の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を

発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第四十八条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第七条若しくは同法第八条の二（同法第八条第一号又は第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六若しくは同法第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第四十九条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の百分の十に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第七条又は同法第八条の二（同法第八条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 受注者又は受注者の代理人が刑法第九十六条の六若しくは同法第九十八條又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第一項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第五十条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約不適合責任期間等）

- 第五十一条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十一条第四項又は第五項（第三十八条においてこれらの規程を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、当該目的物に契約不適合を発見した際には、速やかに受注者に通知を行い、引渡しの日から一年が経過する日まで（以下「契約不適合責任期間」という。）、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求、又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。
- 2 前項に規定する契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において発注者が当該通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 3 発注者は、第一項の請求等を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 5 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 6 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であること

を知らながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第五十二条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第五十三条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第五十四条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十五条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第五十六条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

受注者 _____ 印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 大阪本所中央監視システム更新工事

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年7月30日（木）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管財係 keiyaku@nibn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：大阪本所中央監視システム更新工事

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年7月30日（木）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管財係 keiyaku@nibn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和8年8月10日（月）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「大阪本所中央監視システム更新工事」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名



(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 大阪本所中央監視システム更新工事

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札
します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
 (3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	〇〇	〇〇	印
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	〇〇	〇〇	印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

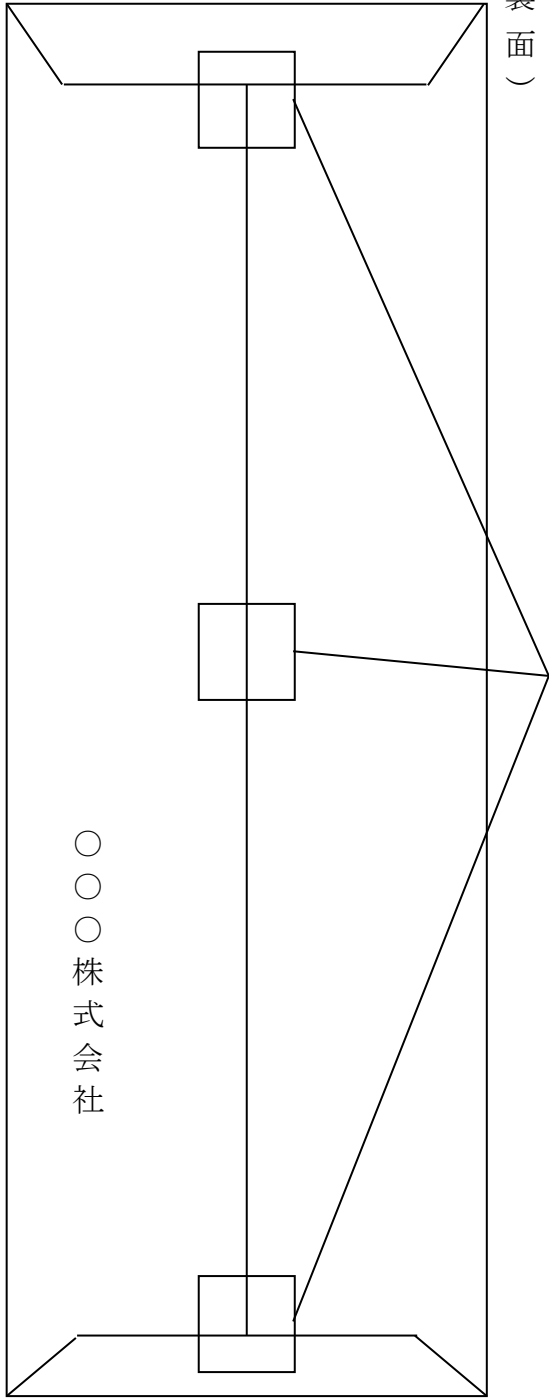
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名：大阪本所中央監視システム更新工事

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和8年8月13日開札 件名「大阪本所中央監視システム更新工事」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

印

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：大阪本所中央監視システム更新工事

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課管財係

提出先メールアドレス keiyaku@nibn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和8年7月30日（木）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和8年8月10日（月）17時00分まで

入札書 : 令和8年8月12日（水）17時00分まで

開札日の日時 : 令和8年8月13日（木）11時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	大阪本所中央監視システム更新工事
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所にご希望の項目に☑をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所にご希望の項目に☑をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課